

第3次おい町障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

おい町



# はじめに

ともに生き、支えあい

いきいきと安心して暮らせるまち おおい



おおい町では、平成30年に「第2次おおい町障害者基本計画」を、令和3年に「おおい町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、共生社会の実現を目指した地域づくりや障がいをお持ちの方々への福祉施策を進めてまいりました。

この間、障がい者福祉制度の改革や、高齢化の進展など、障がいをお持ちの方々を取り巻く状況は大きく変化しており、更なる支援の充実が求められています。

このような中、おおい町では、令和6年度から始まる「第3次おおい町障がい者基本計画」及び「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。今後はこの計画に基づき、『ともに生き、支えあい いきいきと安心して暮らせるまち おおい』の実現を目指して取り組みを進めてまいります。

しかしながら、この実現に向けた取り組みは、行政だけでは困難であることはご理解のとおりです。住民の皆さまをはじめとして、障がい福祉サービス事業者や関係機関、団体、企業等が互いに連携し、計画ありきではなく、人々と現場に寄り添いながら取り組みを進めてまいります。

様々な困難に直面したとき、人々の拠り所となり、前向きな心をつなぐのは常に地域の絆と人々の支えあいです。おおい町では顔の見える、心通うコミュニティを大切にしております。

結びに、本計画策定にあたりご尽力いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、関係団体及び事業所の皆さま、貴重なご意見をいただきました住民の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、皆さまの更なるご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

おおい町長 中塚 寛



# 目 次

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....   | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と趣旨 .....            | 1         |
| 2 計画の位置づけ .....               | 3         |
| 3 計画の期間.....                  | 4         |
| <b>第2章 おおい町の現状と課題</b> .....   | <b>5</b>  |
| 1 統計からみるおおい町の状況 .....         | 5         |
| 2 アンケート調査結果からみるおおい町の状況.....   | 11        |
| 3 事業所ヒアリング結果からみる現状.....       | 26        |
| 4 障がい福祉サービス等の状況.....          | 28        |
| 5 現状と課題のまとめ.....              | 34        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....   | <b>37</b> |
| 1 基本理念.....                   | 37        |
| 2 基本目標.....                   | 37        |
| 3 施策体系.....                   | 38        |
| <b>第4章 障がい者基本計画</b> .....     | <b>39</b> |
| 基本目標1 とともに支えあう共生のまち.....      | 39        |
| 基本目標2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち..... | 42        |
| 基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち..... | 46        |
| <b>第5章 障がい福祉計画</b> .....      | <b>52</b> |
| 1 令和8年度末までの成果目標.....          | 52        |
| 2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策 .....   | 58        |
| 3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策.....     | 64        |
| <b>第6章 障がい児福祉計画</b> .....     | <b>70</b> |
| 1 令和8年度末までの成果目標.....          | 70        |
| 2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策 .....  | 71        |
| <b>第7章 計画の推進体制</b> .....      | <b>73</b> |
| 1 事業者・地域等との協働の推進 .....        | 73        |
| 2 庁内体制の整備 .....               | 73        |
| 3 計画の達成状況の点検及び評価 .....        | 73        |
| <b>資料編</b> .....              | <b>74</b> |
| 1 おおい町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱.....  | 74        |
| 2 おおい町障がい福祉計画等策定委員会委員名簿 ..... | 75        |
| 3 計画策定の経過 .....               | 76        |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、障がい者に関する初めての国際条約である「障害者権利条約」の批准に向け、平成23年に「障害者基本法」の改正、平成24年に「障害者虐待防止法」の施行、平成25年に「障害者差別解消法」の成立といった国内法の整備が進められるなど、障がい者福祉の向上のための環境整備が行われてきました。

近年では、令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障がい者に対する理解や配慮の広がりがより一層求められます。

また、令和4年には「障害者総合支援法」の改正が行われ、障がい者等の地域生活の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障がいのある人の希望する生活を実現するための支援の充実が求められています。

おおい町では、平成30年3月に「第2次おおい町障害者基本計画」、令和3年3月に「おおい町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無に関係なく、それぞれが持つ個性を認めあい、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを進めてきました。

令和5年度で「第2次おおい町障害者基本計画」、「おおい町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に進めるために「第3次おおい町障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

### 本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「害」という文字を可能な限り「がい」というひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に関しては、「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の表記が混在しています。

■ 障がい者関連法整備の主な動き(障害者基本法改正以降)

| 年度    | 事項                              | 概要  |
|-------|---------------------------------|---|
| 平成 23 | 障害者基本法の改正                       | ・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記   |
| 平成 24 | 障害者虐待防止法の施行                     | ・虐待の定義、防止策を明記   |
| 平成 25 | 障害者総合支援法の施行                     | ・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの「難病」追加、制度の谷間の解消  |
|       | 障害者優先調達推進法の施行                   | ・障がい者就労施設等への物品等の調達の推進   |
| 平成 26 | 障害者権利条約の批准                      | ・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月にわが国について発効   |
| 平成 28 | 障害者差別解消法の施行                     | ・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止<br>・差別解消の取り組みの義務化  |
|       | 障害者雇用促進法の改正                     | ・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化  |
|       | 成年後見制度利用促進法の施行                  | ・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置   |
|       | 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行           | ・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正<br>・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記   |
| 平成 30 | 障害者雇用促進法の改正                     | ・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる  |
|       | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正              | ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設<br>・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用<br>・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(「障害児福祉計画」の策定)<br>・医療的ケアを要する障がい児に対する支援 |
| 令和元   | 障害者雇用促進法の改正                     | ・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)<br>・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給  |
|       | 読書バリアフリー法の施行                    | ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを明記   |
| 令和2   | 障害者雇用促進法の改正                     | ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設   |
| 令和3   | 障害者差別解消法の改正                     | ・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)  |
|       | 医療的ケア児支援法の施行                    | ・医療的ケア児が居住地に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記  |
| 令和4   | 障害者総合支援法の改正                     | ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める<br>・多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設  |
|       | 障害者雇用促進法の改正                     | ・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える  |
|       | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)   |



## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

#### ■障がい者基本計画

「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」であり、おおい町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

#### 【障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）】 第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

#### ■障がい福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

#### 【障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）】 第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### ■障がい児福祉計画

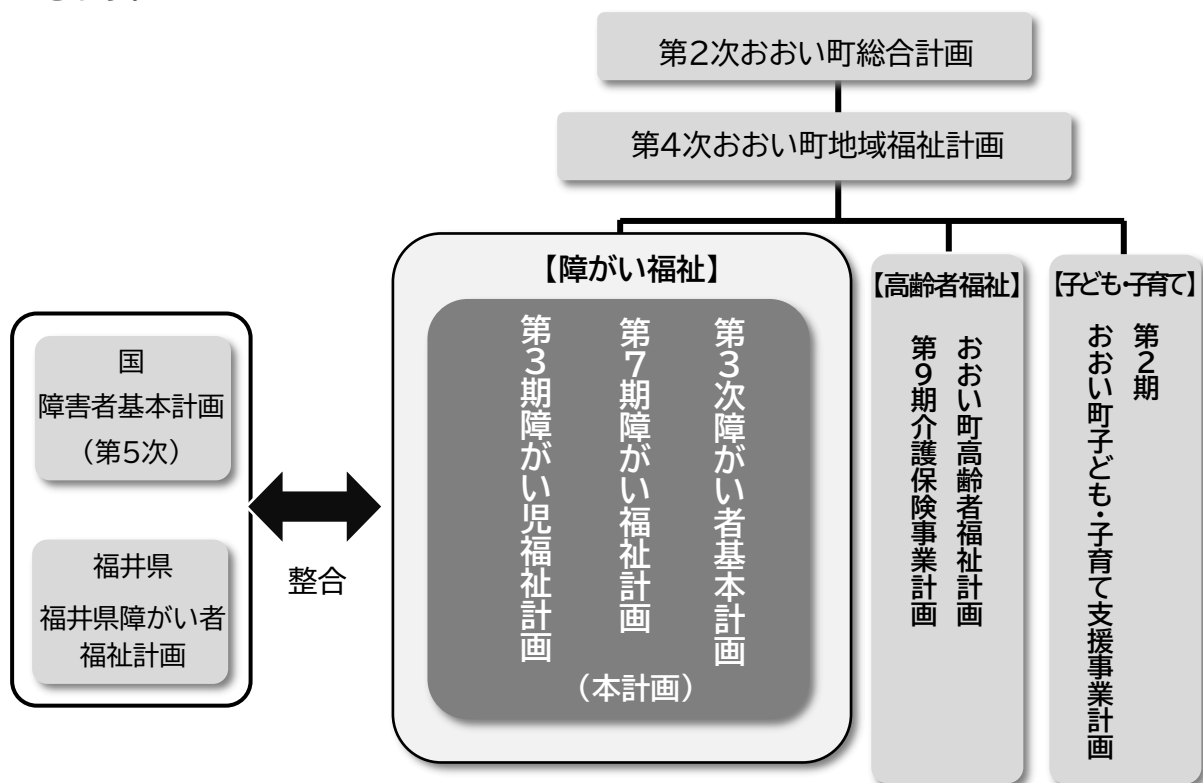
障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

#### 【児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）】 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

## (2) 関連計画との関係

本計画は、「第2次おおい町総合計画」を上位計画とし、おおい町の他の関連計画（「第4次おおい町地域福祉計画」「おおい町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」「第2期おおい町子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、それぞれの取り組みを推進していきます。



## 3 計画の期間

本計画は、「障害者基本法」に基づく「第3次おおい町障がい者基本計画」と「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図ります。また、「第3次おおい町障がい者基本計画」は令和6年度から令和11年度の6年間で1つの期間、「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間で1つの期間とします。

|              | 平成<br>30年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 障がい者<br>基本計画 | 第2次        |           |           |           |           |           | 第3次(本計画)  |           |           |           |            |            |
| 障がい<br>福祉計画  | 第5期        |           | 第6期       |           |           | 第7期(本計画)  |           |           | 第8期       |           |            |            |
| 障がい児<br>福祉計画 | 第1期        |           | 第2期       |           |           | 第3期(本計画)  |           |           | 第4期       |           |            |            |

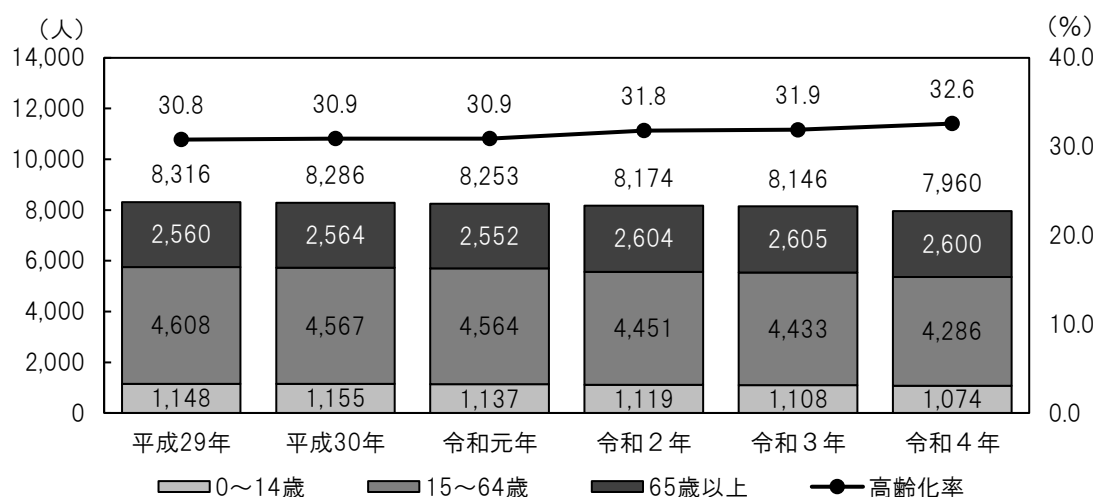
# 第2章 おおい町の現状と課題

## 1 統計からみるおおい町の状況

### (1) 人口と高齢化率

おおい町の総人口は、令和4年で7,960人、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は32.6%となっています。総人口は減少傾向、高齢化率は上昇傾向で推移しています。年齢区別でみると、0～14歳、15～64歳は減少傾向、65歳以上は令和2年以降ほぼ横ばいで推移しています。

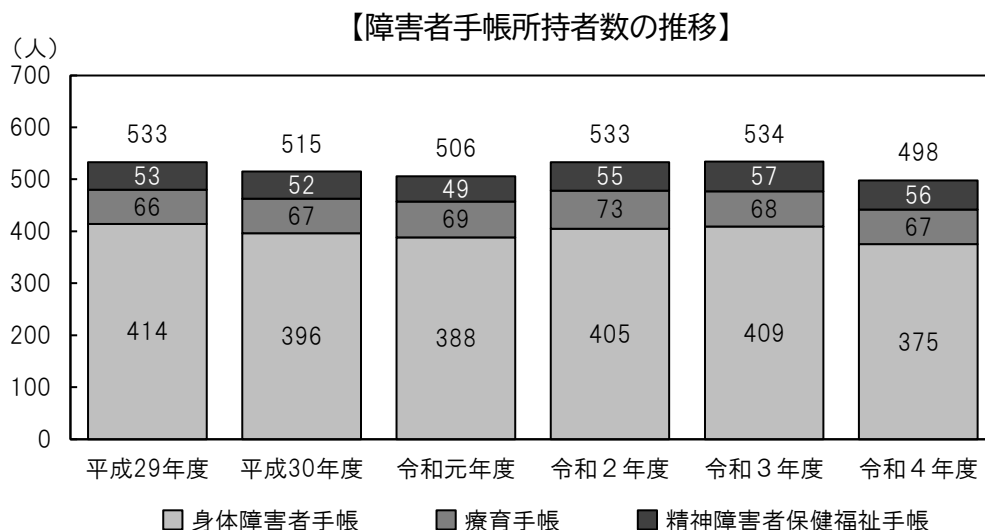
【年齢3区別人口と高齢化率の推移】



資料:おおい町住民窓口課(各年10月1日現在)

## (2) 障害者手帳所持者の状況

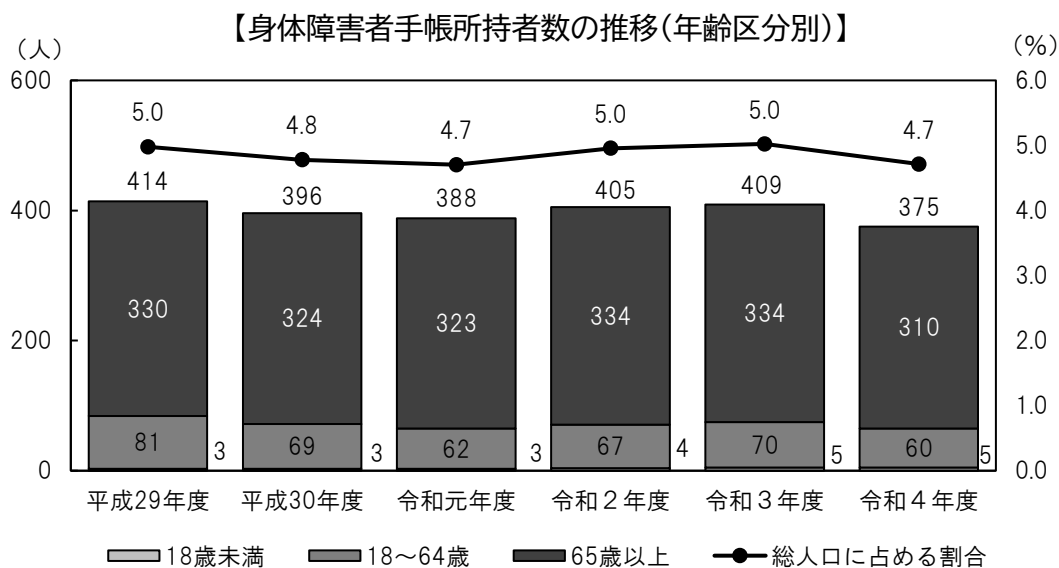
障害者手帳所持者数は、令和2年度に増加しましたが、令和4年度には減少して498人となっています。手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者数は増減しながら推移しており、療育手帳所持者数は令和2年度に増加し以降減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和2年度に増加し、以降ほぼ横ばいとなっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

## (3) 身体障害者手帳所持者の状況

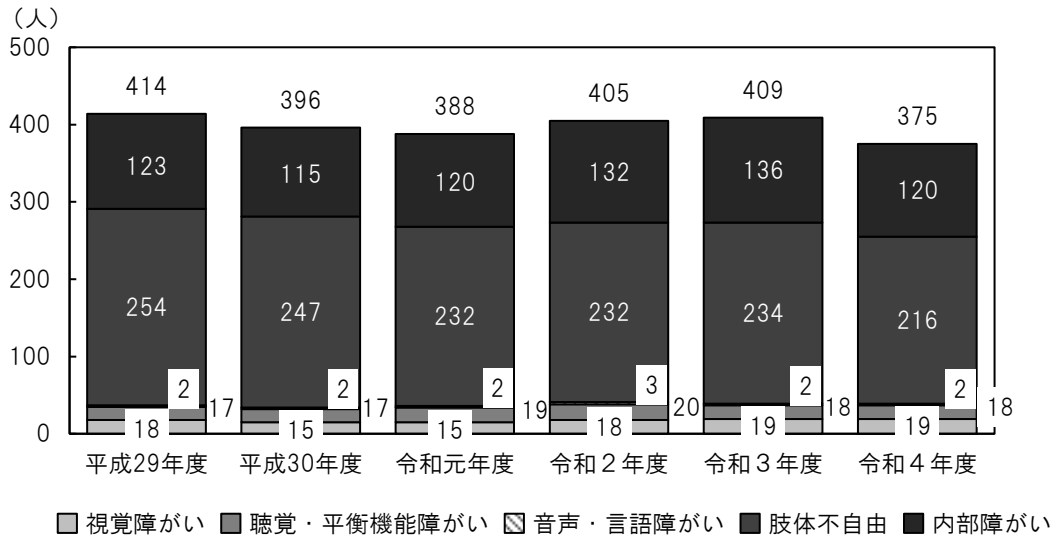
身体障害者手帳所持者の年齢区別の推移をみると、18歳未満はほぼ横ばい、18~64歳、65歳以上はおおむね減少傾向にあります。総人口に占める割合は、令和4年度で4.7%となっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

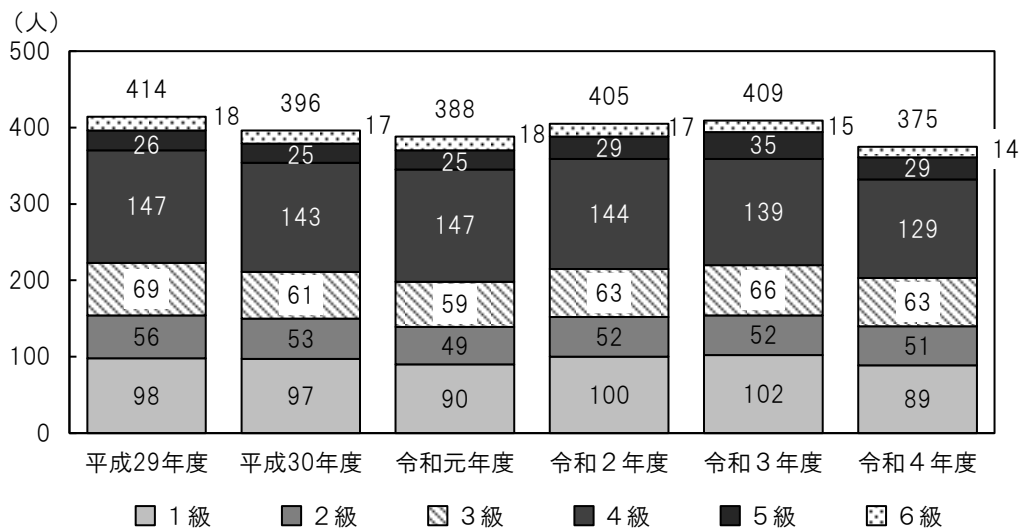
障がいの種類別でみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。  
等級別でみると、4級が最も多く、次いで1級、3級、2級となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(種類別)】



資料:おおい町いきいき福祉課

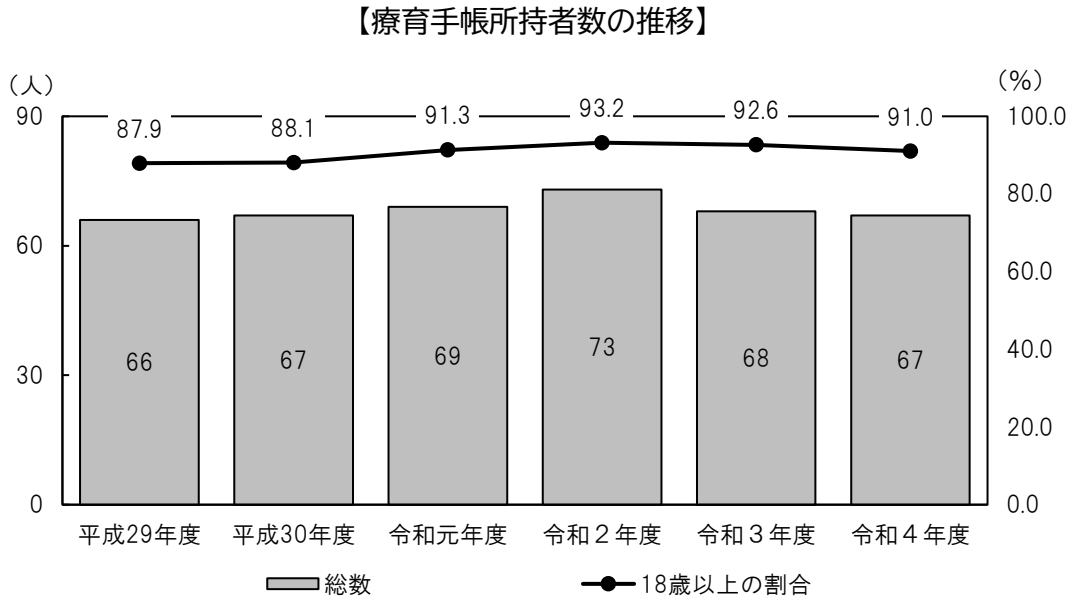
【身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)】



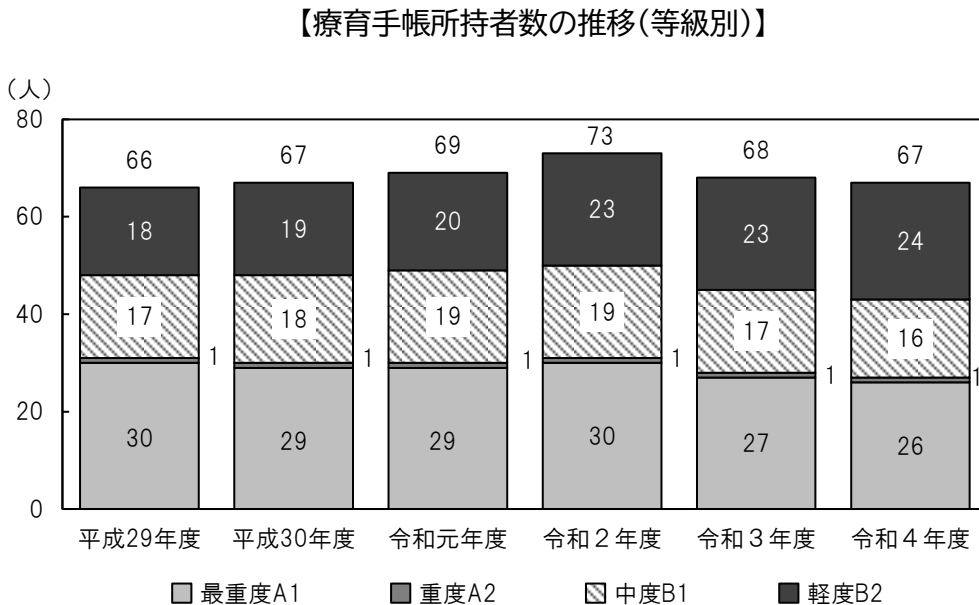
資料:おおい町いきいき福祉課

#### (4) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和2年度に増加しており、18歳以上の割合も増加しています。等級別でみると、最重度A1が最も多く、次いで軽度B2となっています。



資料: おおい町いきいき福祉課



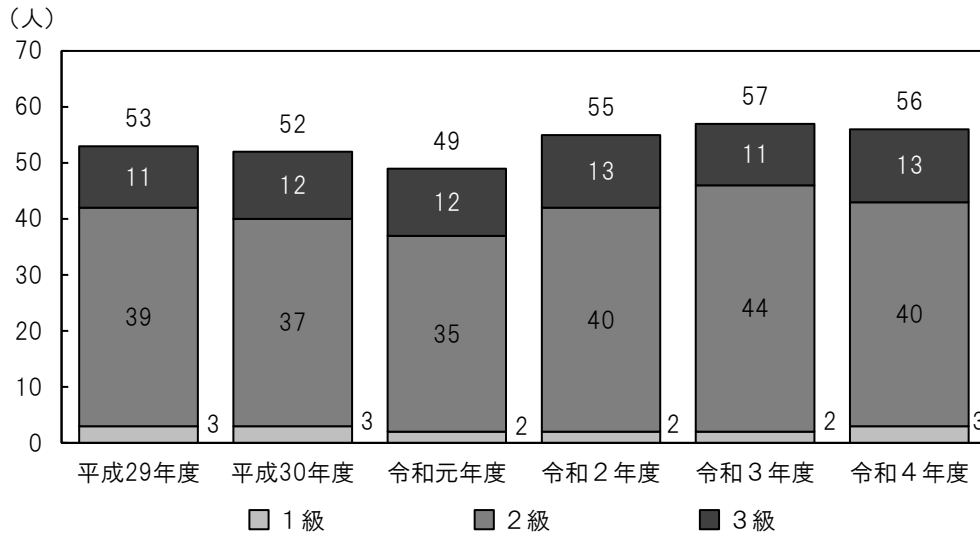
資料: おおい町いきいき福祉課

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度までは減少傾向で推移していましたが、令和2年度に増加しています。等級別にみると2級が最も多くなっています。

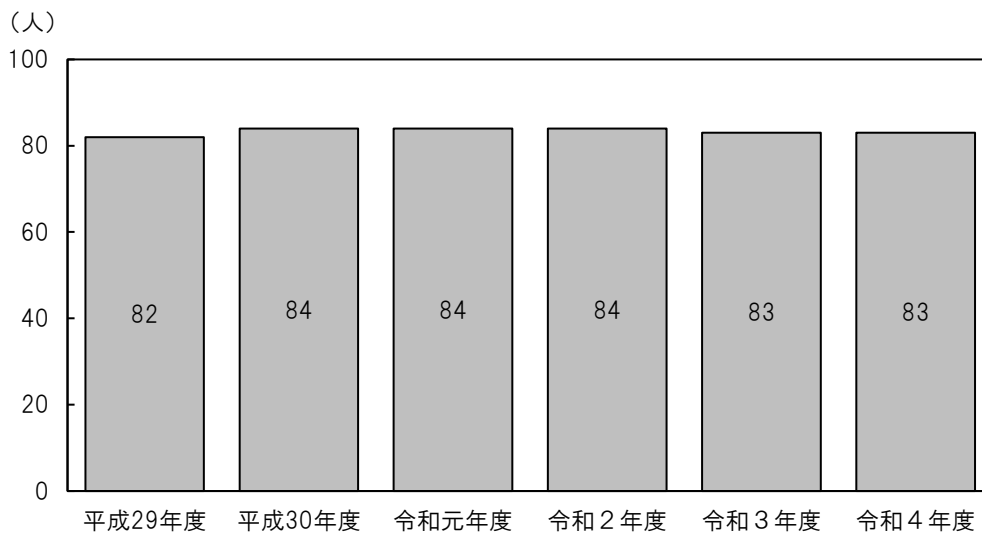
自立支援医療（精神通院）受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】



資料:おおい町いきいき福祉課

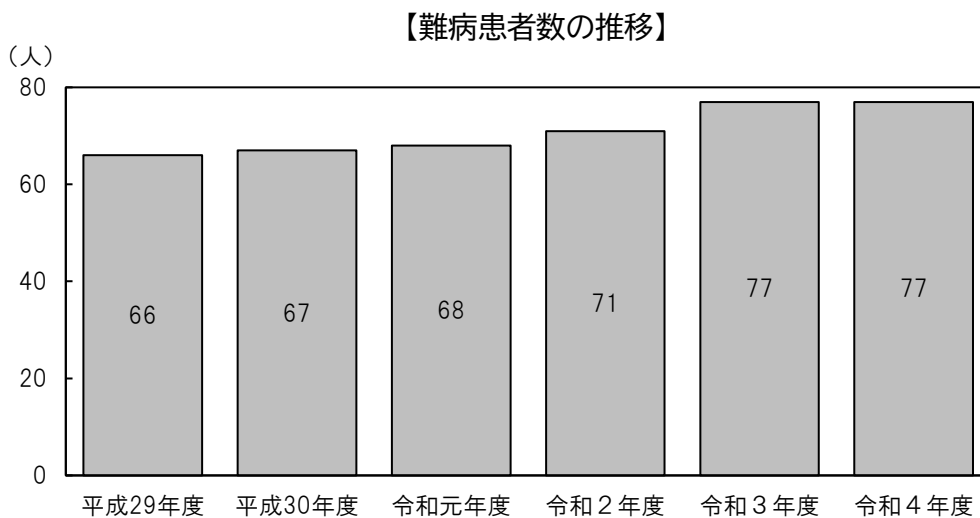
【自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】



資料:おおい町いきいき福祉課

## (6) 難病患者の状況

難病患者数は、増加傾向で推移しています。



資料:若狭健康福祉センター

## (7) 障がいのある児童・生徒の状況

特別支援学級の在籍者数は、増加傾向となっており、特に中学校で近年増加傾向となっています。

特別支援学校の在籍者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

**【特別支援学級・特別支援学校の在籍者数の推移】**

|        |     | 平成29年度 | 令和30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 特別支援学級 | 小学校 | 6      | 9      | 13    | 11    | 9     | 7     |
|        | 中学校 | 5      | 1      | 1     | 4     | 6     | 10    |
|        | 合計  | 11     | 10     | 14    | 15    | 15    | 17    |
| 特別支援学校 | 小学部 | 2      | 2      | 1     | 1     | 2     | 1     |
|        | 中学部 | 0      | 0      | 0     | 1     | 2     | 3     |
|        | 高等部 | 4      | 5      | 4     | 3     | 1     | 1     |
|        | 合計  | 6      | 7      | 5     | 5     | 5     | 5     |

資料:おおい町教育委員会、嶺南西特別支援学校



## 2 アンケート調査結果からみるおおい町の状況

### (1) アンケート調査実施概要

#### ① 調査の目的

本計画の基礎資料として、障がいのある人の生活や福祉サービスの利用状況、要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

#### ② 調査概要

- 調査対象者：町内在住の障がいのある方
- 調査期間：令和5年1月26日（木）～2月8日（水）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

#### ③ 回収結果

| 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------------|-------|-------|
| 382 件           | 204 件 | 53.4% |

※本文中において、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」、障害者手帳を持っていない方を「未所持」と表記しています。

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答であっても合計値が100.0%とならない場合があります。

※グラフ中の「0.0」の表記は省略しています。

## (2) 回答者について

回答者の年齢についてみると、身体では「80歳代」、療育では「20歳代」、精神では「60歳代」、未所持では「50歳代」「70歳代」が最も高くなっています。

障害者手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」が59.8%と最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が14.7%、「療育手帳」が14.2%となっています。

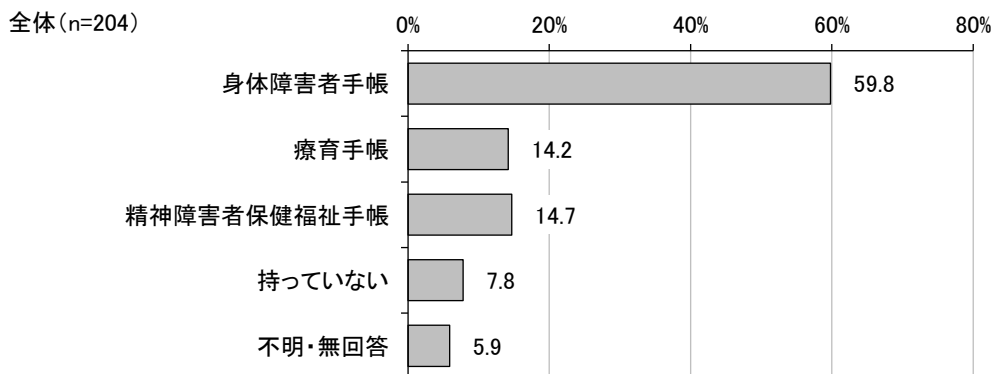
難病の診断を受けているかについてみると、「受けている」は8.8%となっています。

発達障がいと診断されたことの有無についてみると、「診断されたことがある」は11.8%となっています。

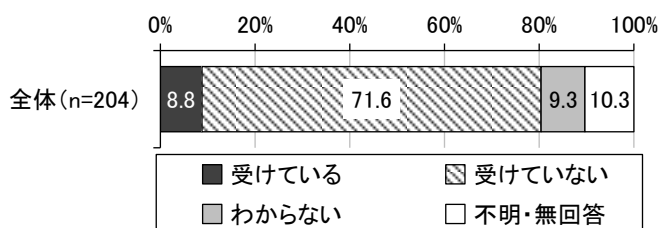
### ■年齢

| 単位：%         | 10歳未満 | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳代 | 90歳以上 | 不明・無回答 |
|--------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|--------|
| 全体(n=204)    | 2.9   | 1.5  | 6.9  | 5.9  | 8.8  | 8.3  | 15.7 | 20.1 | 19.6 | 3.9   | 6.4    |
| 身体(n=122)    | 0.0   | 0.8  | 1.6  | 2.5  | 3.3  | 8.2  | 17.2 | 28.7 | 30.3 | 6.6   | 0.8    |
| 療育(n=29)     | 10.3  | 6.9  | 27.6 | 13.8 | 24.1 | 3.4  | 6.9  | 3.4  | 3.4  | 0.0   | 0.0    |
| 精神(n=30)     | 0.0   | 0.0  | 10.0 | 16.7 | 20.0 | 10.0 | 26.7 | 3.3  | 3.3  | 0.0   | 10.0   |
| 持っていない(n=16) | 12.5  | 0.0  | 0.0  | 6.3  | 12.5 | 25.0 | 6.3  | 25.0 | 6.3  | 0.0   | 6.3    |

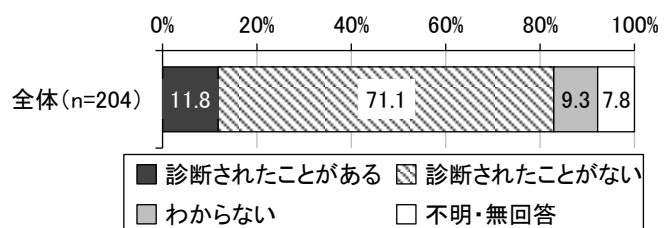
### ■障害者手帳の種類



### ■難病の診断を受けているか



### ■発達障がいと診断されたことがあるか



### (3) 暮らしについて

生活の中で困っていることについてみると、身体・未所持では「困っていることは特にな  
い」、療育では「自分の考えを伝えたいとき」、精神では「日常の暮らしに必要な事務手続き  
(役場や郵便局等)」が最も高くなっています。また、全体では移動手段に困っている人の割  
合が高くなっています。

将来、どのように生活したいかについてみると、身体・療育・未所持では「家族と暮らし  
たい」、精神では「家族と暮らしたい」「わからない」が最も高くなっています。

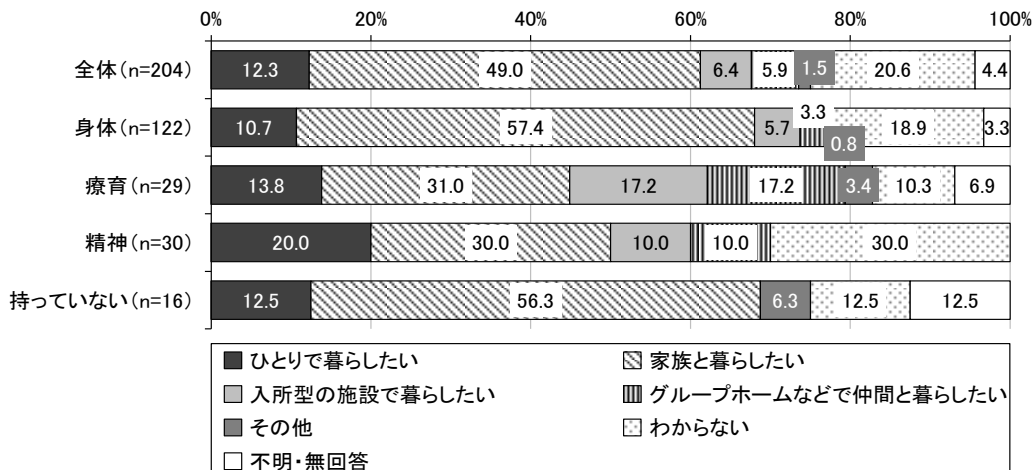
#### ■生活の中で困っていること

| 単位：%         | 食事を<br>するとき | 薬を飲<br>んだり保<br>管する<br>とき | お風呂<br>・トイレ<br>を利用<br>するとき | 着替<br>えをする<br>とき | 家事を<br>する<br>とき<br>(掃除・<br>洗濯等) | 外出<br>する<br>とき<br>(通院<br>や買い<br>物等) | 生活<br>費など<br>お金の<br>管理 | 戸締<br>りや火<br>の始末<br>など | 日常<br>の暮らし<br>に必要な<br>事務手<br>続き<br>(役場<br>や郵便<br>局等) |
|--------------|-------------|--------------------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------|------------------------|--|
| 全体(n=204)    | 7.4         | 6.9                      | 11.8                       | 7.4              | 13.7                            | 22.5                                | 12.7                   | 7.4                    | 20.6   |
| 身体(n=122)    | 6.6         | 5.7                      | 12.3                       | 9.8              | 13.9                            | 21.3                                | 9.0                    | 7.4                    | 17.2   |
| 療育(n=29)     | 10.3        | 17.2                     | 27.6                       | 13.8             | 13.8                            | 34.5                                | 24.1                   | 10.3                   | 27.6   |
| 精神(n=30)     | 13.3        | 10.0                     | 10.0                       | 3.3              | 16.7                            | 30.0                                | 26.7                   | 6.7                    | 40.0   |
| 持っていない(n=16) | 0.0         | 0.0                      | 0.0                        | 0.0              | 0.0                             | 6.3                                 | 0.0                    | 0.0                    | 6.3  |

| 単位：%         | 自分<br>の考え<br>を伝え<br>たい<br>とき | 手紙<br>や文書<br>の管理<br>・読み<br>取り | 緊急<br>時に<br>連絡<br>する<br>とき | 生活<br>全般<br>に<br>ついて<br>は<br>困<br>り<br>な<br>い | 暴力<br>や暴<br>言を<br>受ける | その他 | 困<br>り<br>な<br>い<br>こ<br>と<br>は<br>特<br>に<br>な<br>い | 不<br>明・<br>無回<br>答 |
|--------------|------------------------------|-------------------------------|----------------------------|---|-----------------------|-----|---|--------------------|
| 全体(n=204)    | 15.2                         | 12.7                          | 11.8                       | 2.9   | 2.5                   | 6.4 | 45.1  | 4.9                |
| 身体(n=122)    | 6.6                          | 10.7                          | 11.5                       | 2.5   | 1.6                   | 7.4 | 50.8  | 4.1                |
| 療育(n=29)     | 51.7                         | 31.0                          | 17.2                       | 3.4   | 0.0                   | 6.9 | 13.8  | 3.4                |
| 精神(n=30)     | 26.7                         | 13.3                          | 13.3                       | 3.3   | 6.7                   | 6.7 | 36.7  | 0.0                |
| 持っていない(n=16) | 6.3                          | 0.0                           | 6.3                        | 0.0   | 0.0                   | 0.0 | 62.5  | 12.5               |

#### ■将来、どのように生活したいか

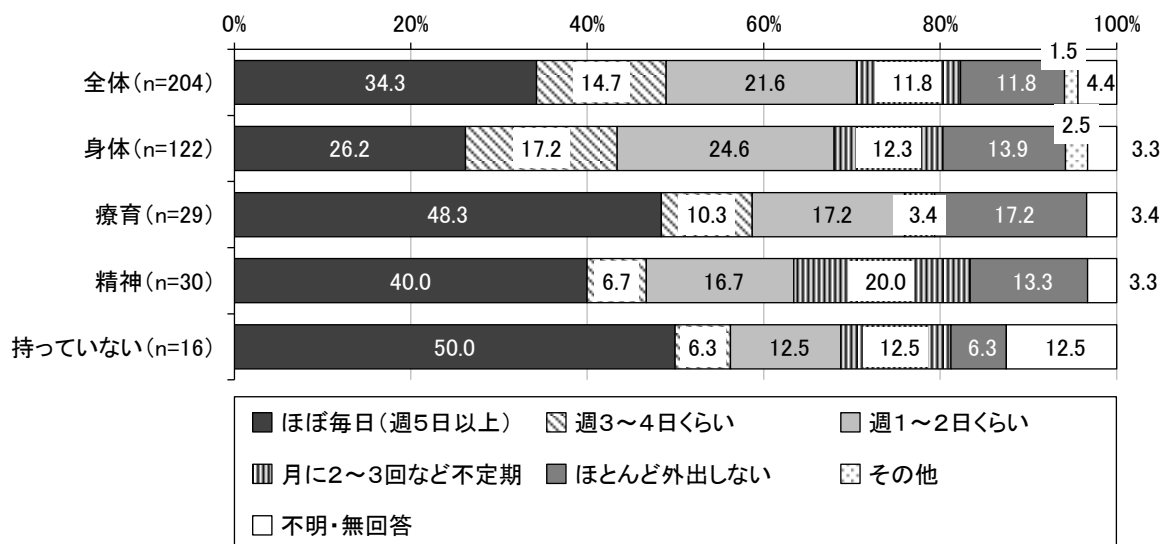


## (4) 外出について

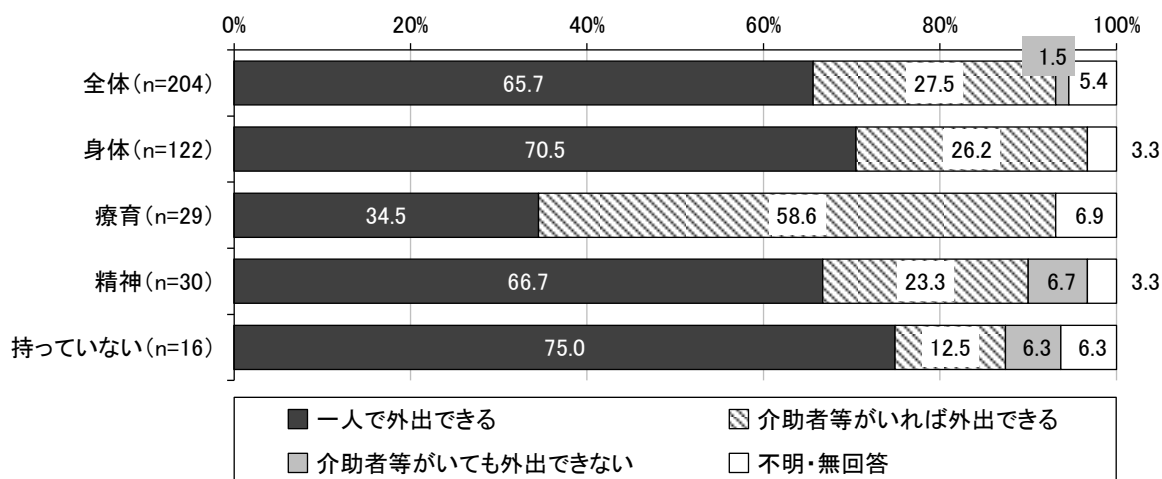
外出の頻度についてみると、身体・療育・精神・未所持いずれも「ほぼ毎日（週5日以上）」が最も高くなっています。

一人で外出することができるかについてみると、身体・精神・未所持では「一人で外出できる」、療育では「介助者等がいれば外出できる」が最も高くなっています。

### ■外出の頻度



### ■一人で外出できるか



外出で困ることについてみると、身体・療育・精神・未所持いずれも「困っていることは特  
にない」が最も高くなっています。また、身体では「道路や駅に階段や段差が多い」「車の運  
転ができない」、精神では「他人の視線が気になる」「車の運転ができない」、療育では「電車  
やバス等の交通機関を利用しづらい」がそれぞれ他と比べて高くなっています。

### ■外出で困ること

| 単位：%         | 付き添って<br>くれる人が<br>いない | 他人の視線<br>が気になる | 周りの人の<br>手助け・配<br>慮を得るこ<br>とが難しい | 道路や駅に<br>階段や段差<br>が多い | 少ない（福<br>祉車両、福<br>祉タクシー<br>等） | 気軽に利用<br>できる移送<br>手段が | 電車やバス<br>等の交通機<br>関を利<br>用しづらい | 車の運転が<br>できない | トイレやエレ<br>ベーターな<br>どの<br>建物の設<br>備が不便 | 配<br>発作など突<br>然の体調不<br>良が心 | 休憩できる<br>場所が少な<br>い | ヘルパーの<br>利用料など<br>外出にお金<br>がかかる | その他  | 困っている<br>ことは特に<br>ない | 不明・無回<br>答 |
|--------------|-----------------------|----------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---------------|---------------------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------------------|------|----------------------|------------|
| 全体(n=204)    | 3.4                   | 7.4            | 4.9                              | 14.7                  | 12.3                          | 13.7                  | 22.5                           | 3.4           | 8.8                                   | 5.9                        | 1.5                 | 4.4                             | 41.2 | 9.8                  |            |
| 身体(n=122)    | 4.9                   | 4.1            | 4.1                              | 23.8                  | 13.9                          | 17.2                  | 23.8                           | 5.7           | 10.7                                  | 8.2                        | 1.6                 | 4.1                             | 40.2 | 5.7                  |            |
| 療育(n=29)     | 3.4                   | 6.9            | 3.4                              | 3.4                   | 13.8                          | 20.7                  | 17.2                           | 0.0           | 6.9                                   | 0.0                        | 0.0                 | 6.9                             | 31.0 | 20.7                 |            |
| 精神(n=30)     | 3.3                   | 23.3           | 10.0                             | 0.0                   | 6.7                           | 6.7                   | 33.3                           | 0.0           | 10.0                                  | 6.7                        | 3.3                 | 3.3                             | 40.0 | 10.0                 |            |
| 持っていない(n=16) | 0.0                   | 6.3            | 0.0                              | 6.3                   | 6.3                           | 0.0                   | 6.3                            | 0.0           | 0.0                                   | 0.0                        | 0.0                 | 0.0                             | 62.5 | 12.5                 |            |

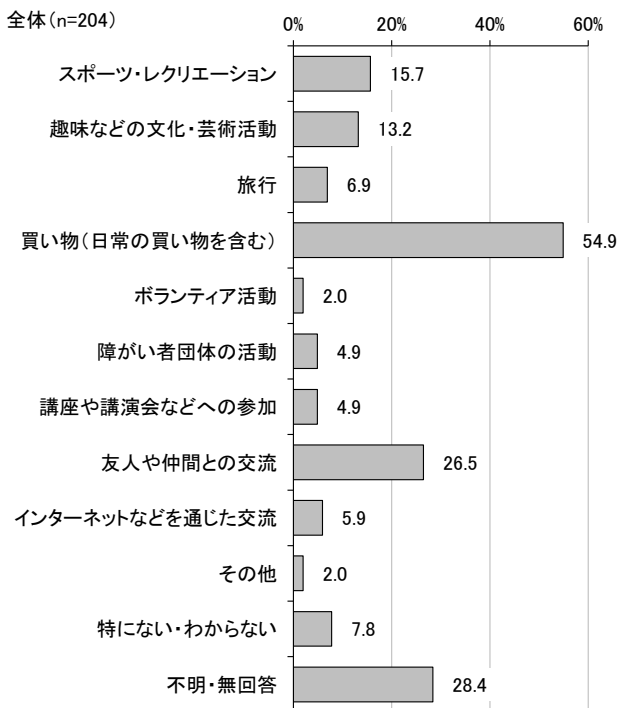
## (5) 活動について

最近行った活動についてみると、「買い物（日常の買い物を含む）」が54.9%と最も高く、次いで「友人や仲間との交流」が26.5%、「スポーツ・レクリエーション」が15.7%となっています。

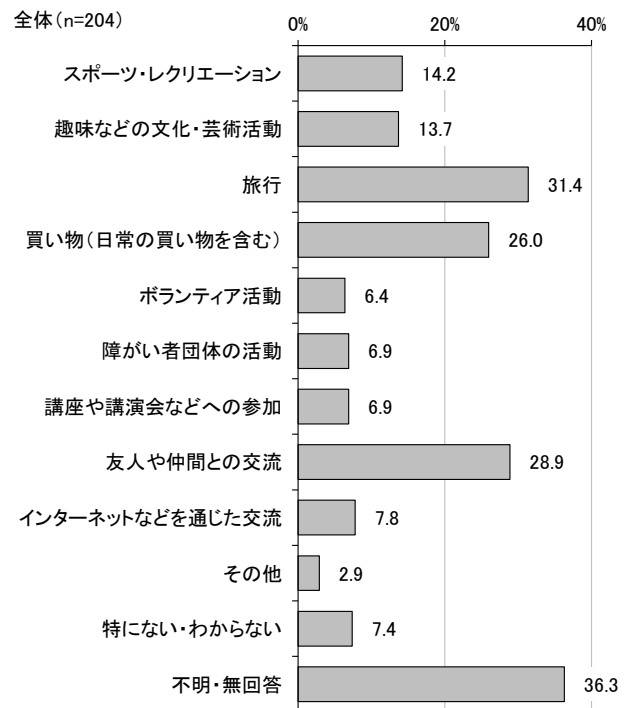
今後したい活動についてみると、「旅行」が31.4%と最も高く、次いで「友人や仲間との交流」が28.9%、「買い物（日常の買い物を含む）」が26.0%となっています。

活動を行う場合、問題になることについてみると、身体では「健康や体力に自信がない」、療育では「コミュニケーションがとれない」、精神では「移動が大変」が最も高くなっています。

■最近1か月間に行った活動



■今後したい活動



■上記の活動を行う場合、問題となること

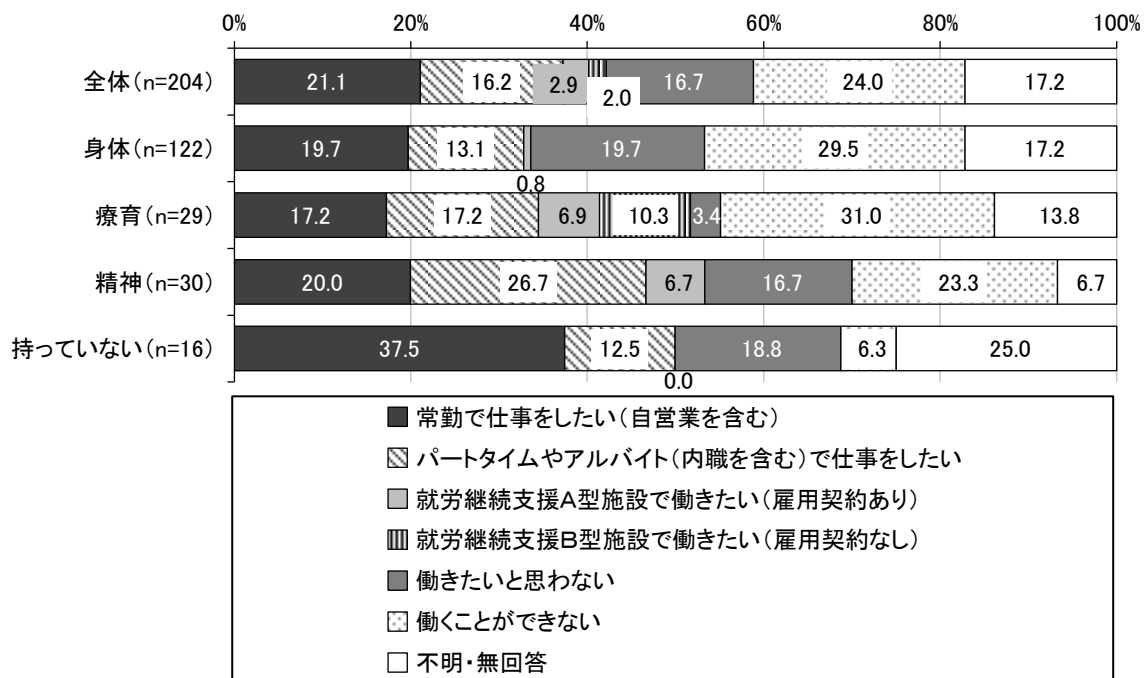
| 単位: %        | 健康や体力に自信がない | 移動が大変 | 動気が少ない | 活動の機会がなくなる | 障がいに対する理解が人によって異なる | コミュニケーションがとれない | かたがたの知らない活動 | 家庭の事情 | その他  | 不明・無回答 |
|--------------|-------------|-------|--------|------------|--------------------|----------------|-------------|-------|------|--------|
| 全体(n=204)    | 28.4        | 25.5  | 18.1   | 14.2       | 4.4                | 13.7           | 11.3        | 3.9   | 9.3  | 25.5   |
| 身体(n=122)    | 32.0        | 24.6  | 16.4   | 13.9       | 4.9                | 8.2            | 12.3        | 3.3   | 9.0  | 27.0   |
| 療育(n=29)     | 13.8        | 24.1  | 37.9   | 10.3       | 6.9                | 51.7           | 10.3        | 3.4   | 0.0  | 20.7   |
| 精神(n=30)     | 33.3        | 36.7  | 16.7   | 23.3       | 3.3                | 20.0           | 6.7         | 6.7   | 10.0 | 13.3   |
| 持っていない(n=16) | 18.8        | 18.8  | 12.5   | 12.5       | 0.0                | 0.0            | 12.5        | 6.3   | 18.8 | 43.8   |

## (6) 仕事について

今後、どのような働き方をしたいかについてみると、身体・療育では「働くことができない」、精神では「パートタイムやアルバイト（内職を含む）で仕事をしたい」、未所持では「常勤で仕事をしたい（自営業を含む）」が最も高くなっています。また、療育では「就労継続支援B型施設で働きたい（雇用契約なし）」が他と比べて高くなっています。

障がいのある人の就労支援として必要なことについてみると、身体では「企業等における障がい者雇用への理解」、療育・精神では「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」、未所持では「家族の理解、協力」が最も高くなっています。

### ■今後、どのような働き方をしたいか



### ■障がいのある人の就労支援として必要なこと

| 単位: %         | 通勤手段の確保 | 勤務場所におけるバリアフリー | 短時間勤務や勤務日数等の配慮 | 在宅勤務の拡充 | 企業等における障がい者雇用への理解 | 職場の上司や同僚に障がいへの理解があること | 職場で介助や援助等が受けられること | 職場後も相談できること | 企業が求める能力にあった訓練 | 仕事についての職場外での相談・支援 | 家族の理解、協力 | その他 | 不明・無回答 |
|---------------|---------|----------------|----------------|---------|-------------------|-----------------------|-------------------|-------------|----------------|-------------------|----------|-----|--------|
| 全体 (n=204)    | 34.3    | 21.6           | 27.0           | 16.2    | 34.8              | 35.8                  | 22.5              | 22.1        | 13.2           | 18.6              | 29.4     | 4.4 | 29.4   |
| 身体 (n=122)    | 29.5    | 21.3           | 25.4           | 15.6    | 30.3              | 27.9                  | 20.5              | 13.1        | 11.5           | 15.6              | 24.6     | 5.7 | 34.4   |
| 療育 (n=29)     | 44.8    | 24.1           | 27.6           | 6.9     | 51.7              | 58.6                  | 44.8              | 37.9        | 20.7           | 31.0              | 27.6     | 0.0 | 13.8   |
| 精神 (n=30)     | 33.3    | 10.0           | 30.0           | 23.3    | 33.3              | 36.7                  | 13.3              | 30.0        | 6.7            | 16.7              | 33.3     | 3.3 | 26.7   |
| 持っていない (n=16) | 56.3    | 50.0           | 37.5           | 18.8    | 50.0              | 56.3                  | 43.8              | 50.0        | 25.0           | 37.5              | 68.8     | 6.3 | 18.8   |

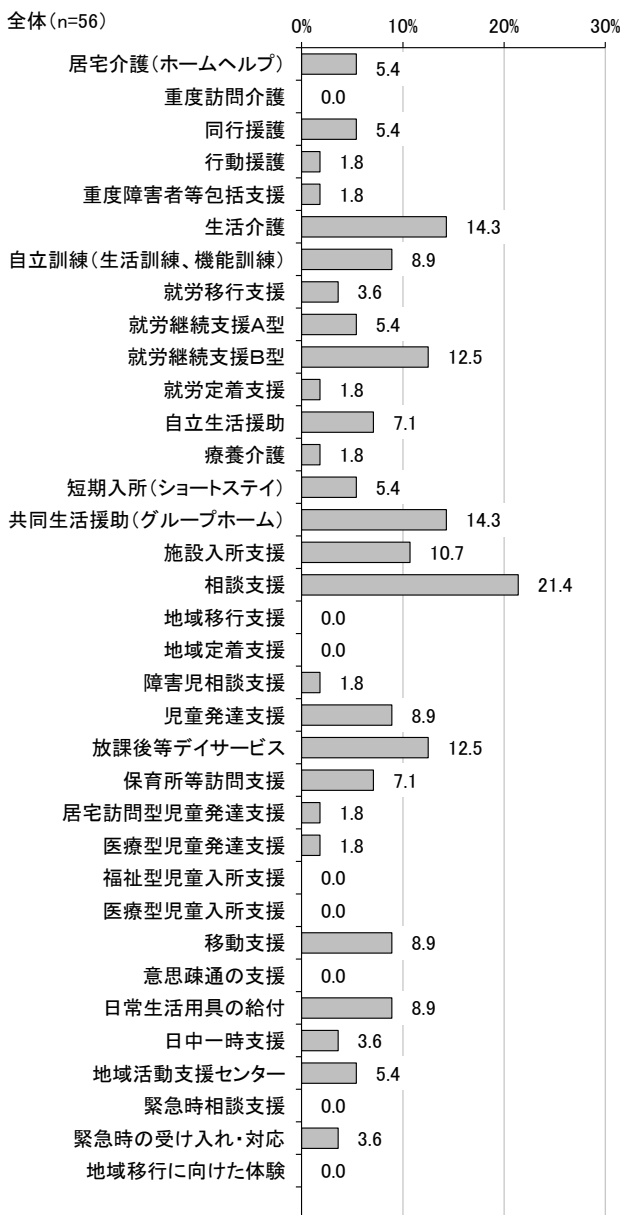
## (7) 障がい福祉サービスについて

現在利用しているサービスについてみると、「相談支援」が21.4%と最も高く、次いで「生活介護」「共同生活援助(グループホーム)」が14.3%、「就労継続支援B型」「放課後等デイサービス」が12.5%となっています。

今後、利用したい(利用を継続したい)サービスについてみると、「相談支援」が26.4%と最も高く、次いで「生活介護」「移動支援」「緊急時の受け入れ・対応」が16.7%、「施設入所支援」が15.3%となっています。

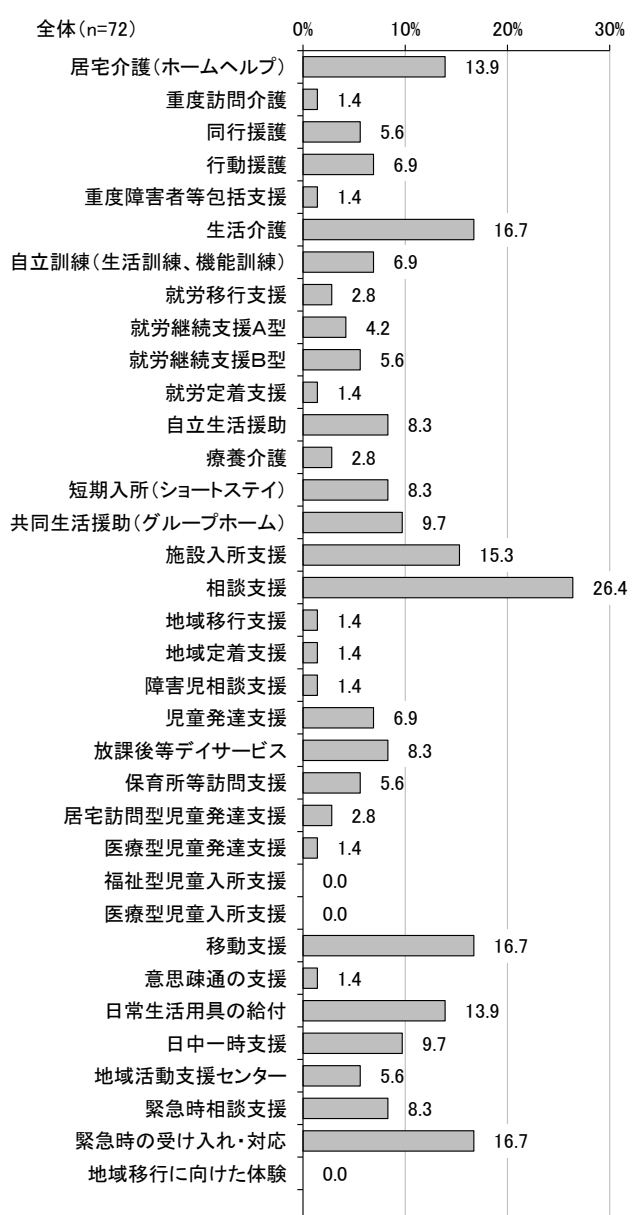
### ■現在、利用しているサービス

※不明無回答除く



### ■今後、利用したい(利用を継続したい)サービス

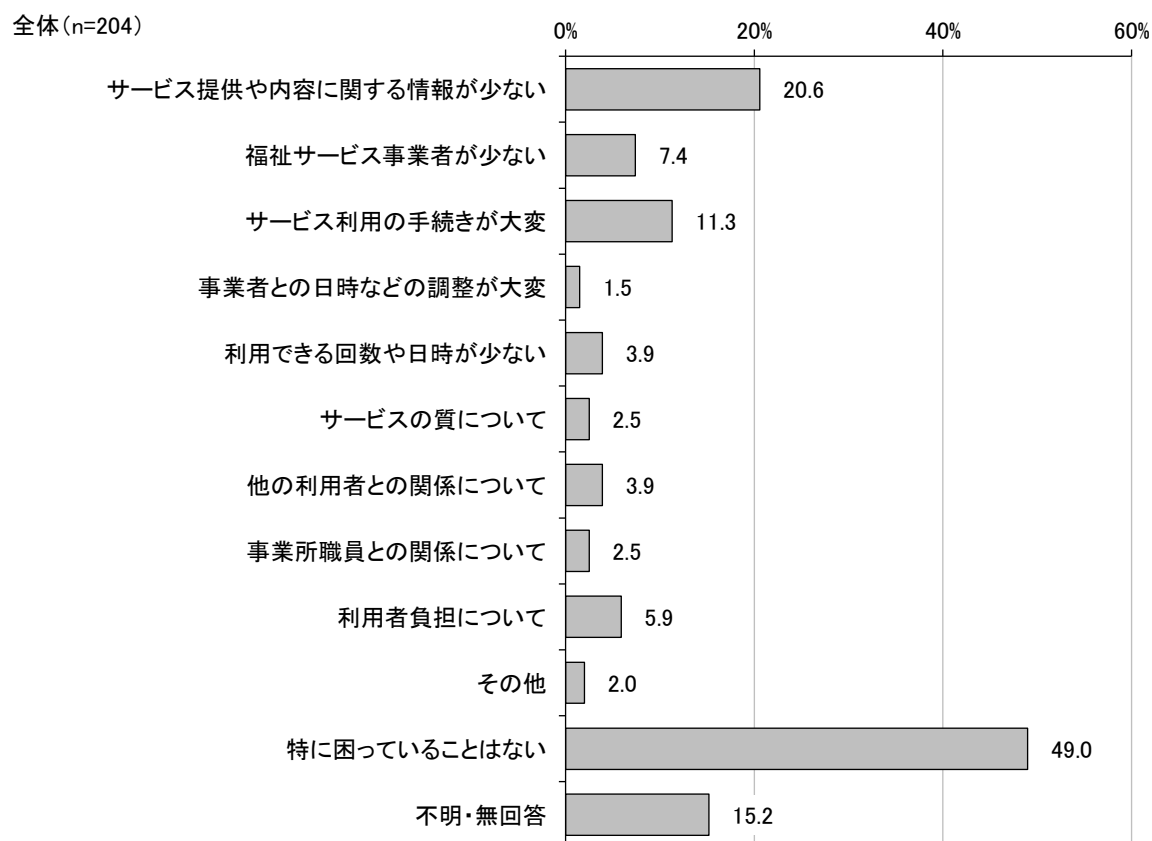
※不明無回答除く





障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていることについてみると、「特に困っていることはない」が49.0%と最も高く、次いで「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が20.6%、「サービス利用の手続きが大変」が11.3%となっています。

### ■障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていること



## (8) 災害時等について

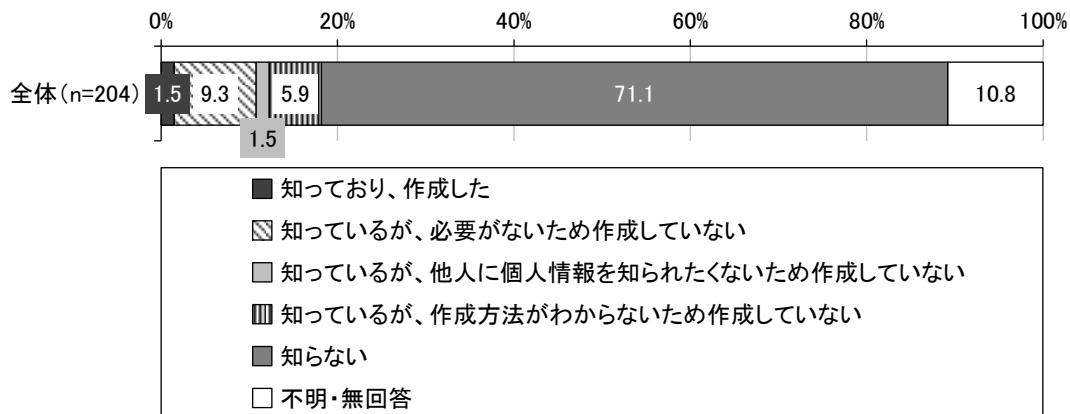
地震など災害のときに困ることについてみると、身体・精神では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、療育では「周囲とコミュニケーションがとれない」、未所持では「特に困ることはない」が最も高くなっています。また、身体では「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が他と比べて高くなっています。

個別避難計画の認知度についてみると、「知らない」が71.1%と最も高く、次いで「知っているが、必要がないため作成していない」が9.3%、「知っているが、作成方法がわからないため作成していない」が5.9%となっています。

### ■地震など災害のときに困ること

| 単位：%         | 避難場所を知らない | 遠いなど、避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が坂など） | 緊急時の介助者がいない | 近所に頼れる人がいない | 緊急時に情報を得る手段がない | 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安 | 避難場所での医療的ケア（投薬・治療）が受けられない | 避難場所での入浴が困難になる | 補装具の使用が困難になる | 周囲とコミュニケーションがとれない | その他  | 特に困ることはない | 不明・無回答 |
|--------------|-----------|-----------------------------------|-------------|-------------|----------------|-----------------------|---------------------------|----------------|--------------|-------------------|------|-----------|--------|
| 全体(n=204)    | 16.7      | 19.1                              | 6.9         | 8.8         | 9.8            | 28.9                  | 19.1                      | 6.9            | 15.7         | 5.4               | 26.5 | 12.7      |        |
| 身体(n=122)    | 9.8       | 25.4                              | 9.0         | 8.2         | 9.8            | 29.5                  | 18.0                      | 9.8            | 9.8          | 5.7               | 27.9 | 11.5      |        |
| 療育(n=29)     | 31.0      | 13.8                              | 3.4         | 6.9         | 6.9            | 31.0                  | 27.6                      | 10.3           | 34.5         | 6.9               | 17.2 | 6.9       |        |
| 精神(n=30)     | 36.7      | 10.0                              | 6.7         | 16.7        | 10.0           | 40.0                  | 20.0                      | 0.0            | 26.7         | 0.0               | 20.0 | 13.3      |        |
| 持っていない(n=16) | 0.0       | 6.3                               | 0.0         | 6.3         | 6.3            | 25.0                  | 18.8                      | 0.0            | 6.3          | 12.5              | 31.3 | 25.0      |        |

### ■個別避難計画の認知度

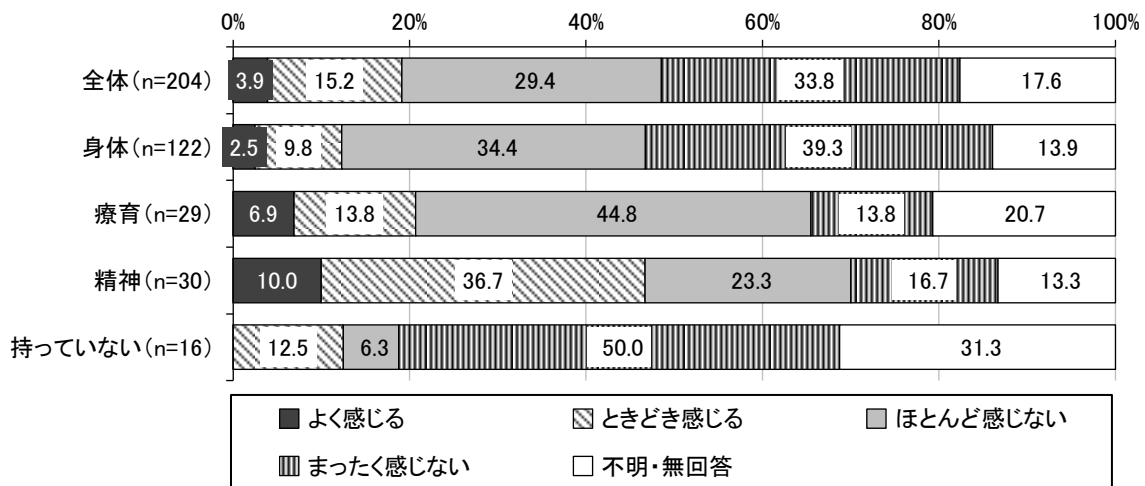


## (9) 差別や偏見について

障がいを理由に差別や偏見を感じるかどうかについてみると、身体・未所持では「まったく感じない」、療育では「ほとんど感じない」、精神では「ときどき感じる」が最も高くなっています。

どのようなときに差別や偏見を感じたかについてみると、身体では「地域の行事・集まり」、療育・精神では「人間関係」が最も高くなっています。

### ■障がいを理由に差別や偏見を感じることはあるか

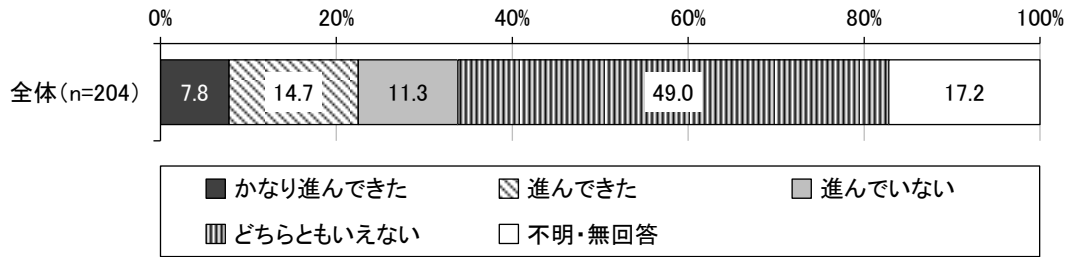


### ■どのようなときに差別や偏見を感じたか

| 単位: %        | 家庭内  | 教育の場・職場 | 冠婚葬祭 | スポーツ・趣味の活動 | 地域の行事・集まり | 交通機関の利用 | バリアフリーなどの配慮 | 収入   | 人間関係 | 町の中での視線 | 店などでの対応・態度 | その他 | 不明・無回答 |
|--------------|------|---------|------|------------|-----------|---------|-------------|------|------|---------|------------|-----|--------|
| 全体 (n=39)    | 17.9 | 25.6    | 12.8 | 7.7        | 23.1      | 10.3    | 7.7         | 20.5 | 43.6 | 23.1    | 7.7        | 0.0 | 2.6    |
| 身体 (n=15)    | 13.3 | 6.7     | 20.0 | 13.3       | 40.0      | 20.0    | 20.0        | 13.3 | 33.3 | 20.0    | 13.3       | 0.0 | 0.0    |
| 療育 (n=6)     | 0.0  | 50.0    | 0.0  | 0.0        | 33.3      | 0.0     | 0.0         | 16.7 | 66.7 | 16.7    | 0.0        | 0.0 | 16.7   |
| 精神 (n=14)    | 35.7 | 21.4    | 14.3 | 7.1        | 0.0       | 7.1     | 0.0         | 28.6 | 42.9 | 28.6    | 7.1        | 0.0 | 0.0    |
| 持っていない (n=2) | 0.0  | 50.0    | 0.0  | 0.0        | 50.0      | 0.0     | 0.0         | 50.0 | 50.0 | 50.0    | 0.0        | 0.0 | 0.0    |

おおい町民の障がいのある人に対する理解は進んできたと思うかについてみると、「どちらともいえない」が49.0%と最も高く、次いで「進んできた」が14.7%となっています。

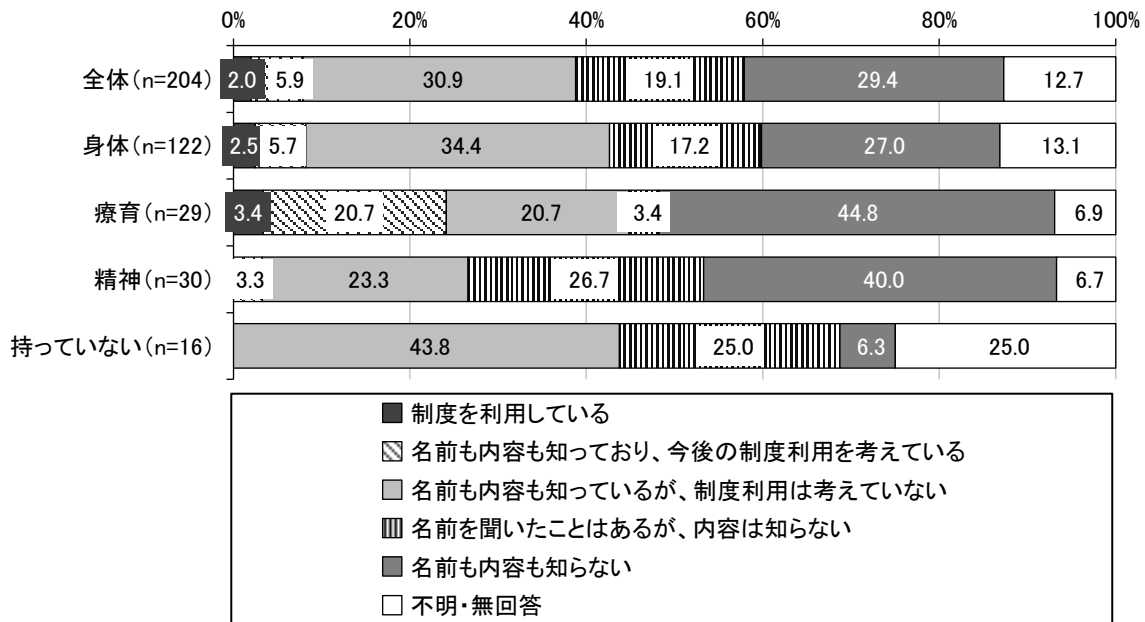
■おおい町民の障がいのある人に対する理解は進んできたと思うか



(10) 成年後見制度について

成年後見制度の認知度についてみると、身体・未所持では「名前も内容も知っているが、制度利用は考えていない」、療育・精神では「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。また、療育では「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」が他と比べて高くなっています。

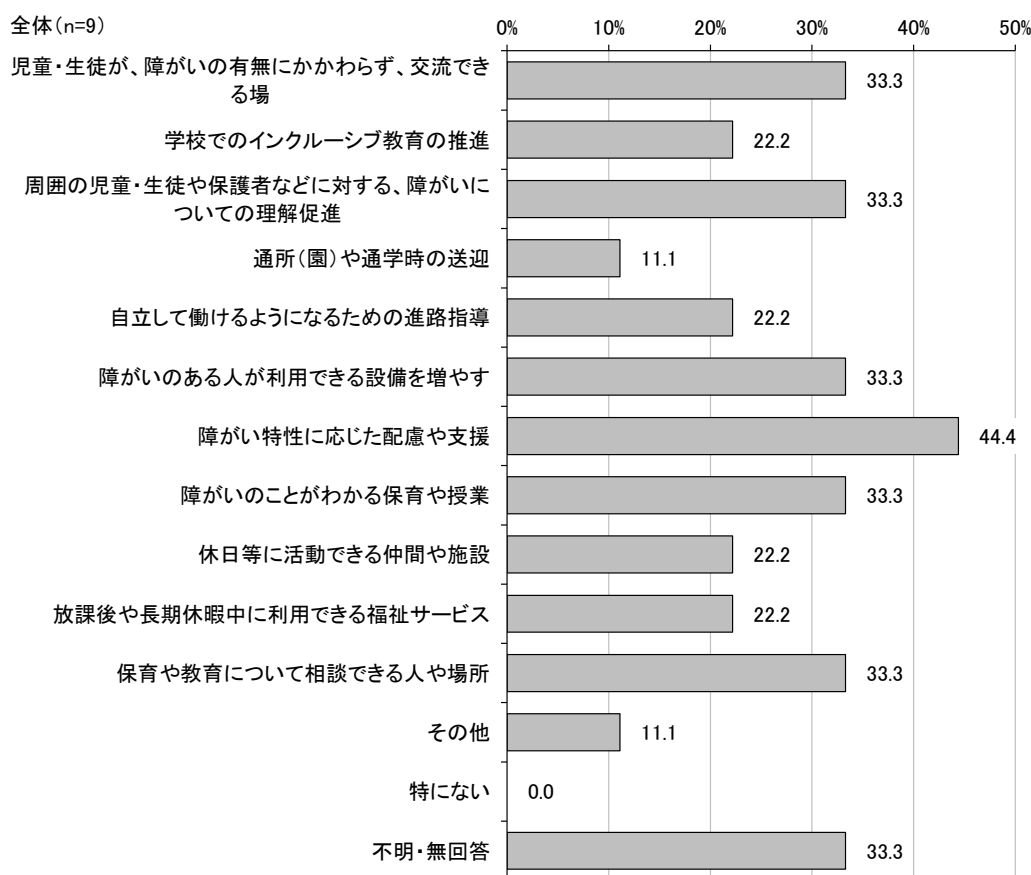
■成年後見制度の認知度



## (11) 保育・教育について

保育や教育について今後必要なことについてみると、「障がい特性に応じた配慮や支援」が44.4%と最も高く、次いで「児童・生徒が、障がいの有無にかかわらず、交流できる場」「周囲の児童・生徒や保護者などに対する、障がいについての理解促進」「障がいのある人が利用できる設備を増やす」「障がいのことがわかる保育や授業」「保育や教育について相談できる人や場所」が33.3%となっています。

### ■今後、保育や教育について必要だと思うこと



## (12) 介助者について

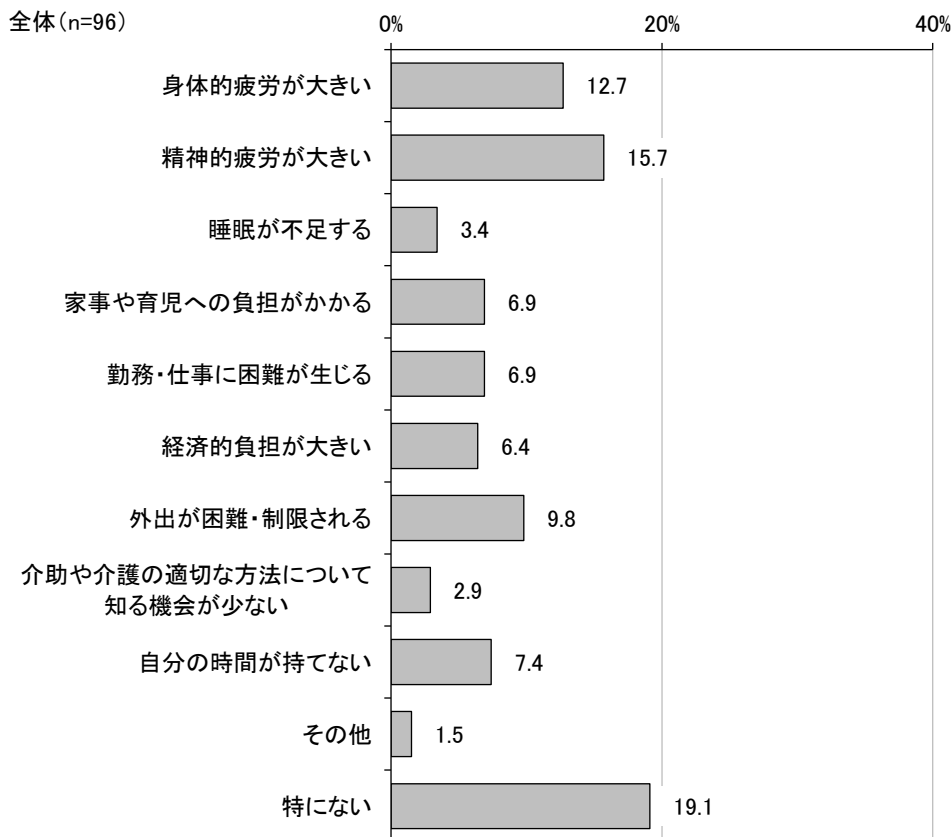
主な介助者の年齢についてみると、全体では「60～69歳」が11.3%と最も高く、次いで「70～79歳」が9.3%、「50～59歳」が6.9%となっています。身体・精神では「60～69歳」、療育では「40～49歳」「50～59歳」が最も高くなっています。

介助について感じていることについてみると、特になしを除くと、「精神的疲労が大きい」が15.7%と最も高く、次いで「身体的疲労が大きい」が12.7%となっています。

### ■主な介助者の年齢 ※不明無回答除く

| 単位:%         | 18歳未満 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳以上 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 全体(n=204)    | 0.0   | 1.5    | 1.5    | 5.4    | 6.9    | 11.3   | 9.3    | 5.9   |
| 身体(n=122)    | 0.0   | 1.6    | 0.0    | 3.3    | 5.7    | 11.5   | 9.0    | 7.4   |
| 療育(n=29)     | 0.0   | 3.4    | 6.9    | 17.2   | 17.2   | 13.8   | 10.3   | 0.0   |
| 精神(n=30)     | 0.0   | 0.0    | 0.0    | 3.3    | 3.3    | 16.7   | 13.3   | 6.7   |
| 持っていない(n=16) | 0.0   | 0.0    | 6.3    | 6.3    | 6.3    | 6.3    | 0.0    | 6.3   |

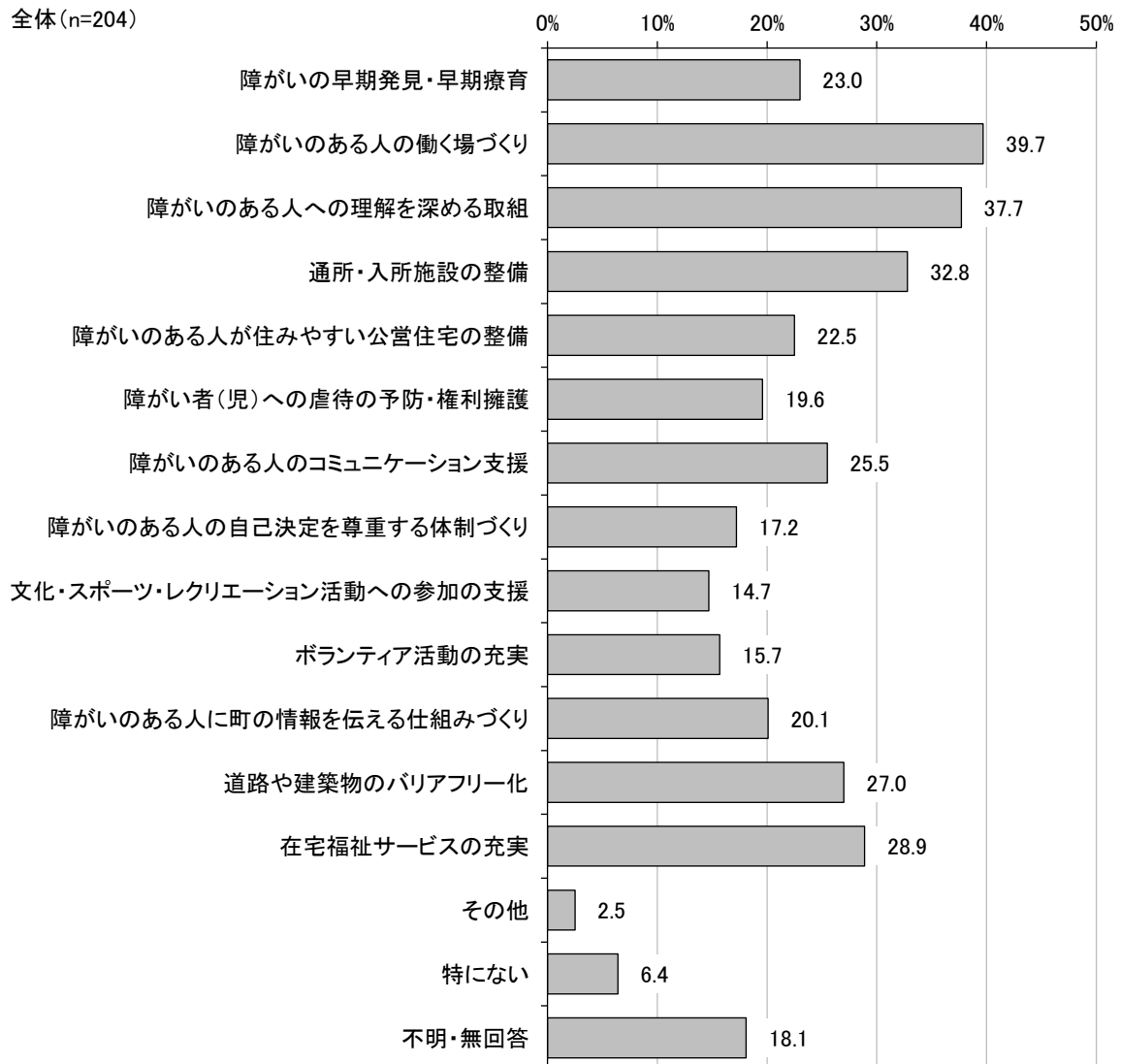
### ■介助について感じていること ※不明無回答除く



### (13) 障がい福祉全般について

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて、おおい町で充実させていくべきことについてみると、「障がいのある人の働く場づくり」が39.7%と最も高く、次いで「障がいのある人への理解を深める取組」が37.7%、「通所・入所施設の整備」が32.8%となっています。

#### ■おおい町で充実させていくべきこと



### 3 事業所ヒアリング結果からみる現状

障がい者福祉に係る現状や課題等を把握することを目的に、障がい福祉サービス事業者に調査を実施しました。

#### (1) 今後、地域移行を促進する上での課題や必要だと思う支援

##### <主な意見>

- 地域移行を進めるための経験や活動の場、それを提供できる人材が少ないことが課題。
- 本人や家族、支援者が安心して生活をイメージできる土壌を築くことで本当の意味での選択ができ意思決定につながる。
- 家族・親族の思いが優先となった地域移行にならないように、本人の思い・希望を理解しておくことが重要。その上で地域の入居施設（GH等）や福祉サービス等受け皿が確保できているのかが課題となる。
- 意思決定支援を行うためのスキル向上に向けた取り組みが各支援機関に委ねられているのが現状であり、地域全体の取り組みも考えていく必要がある。

#### (2) 不足していると感じる障がい福祉サービス

##### <主な意見>

- 医療的ケア児・者や重度心身障がい者等の障がいが重い人が利用できるサービス。
- 一般就労に向けた直接的な支援、就職後の定着支援をしてもらえる就労支援事業所が必要。
- 外出、買い物への移動、付き添い支援。
- 放課後等デイサービスなどの児童の通所サービス。
- 移動支援を使いたいが、そもそも交通手段が少ないということがある。

#### (3) 事業を行う上で、特に課題・問題となっていることや行政に求めたいこと

##### <主な意見>

- 人材確保に関するしくみづくり。
- 障がいの重い人たちを受け入れる事業所を支えるしくみづくり。
- 人事異動等があっても、行政で現状や課題を継続的に把握することが必要。
- 高齢者の介護保険移行について、サービスを継続利用できるとうい。



#### (4) おおい町の障がいや障がい者を取り巻く現状について

##### <主な意見>

- 小さい地域のため、つながりを活かした取り組みができると思う。
- 障がいのある人たちやその家族の声や意見を聞く機会（発信する機会）が少ない。
- 移動手段や事業所が増えることで、引きこもっている人の存在が明らかになる可能性がある。
- 高齢者に比べ障がい者への理解が不足しているように思える。また、就労先も少ないというイメージがある。
- 発達が気付きな児童への理解が乏しく感じる。

## 4 障がい福祉サービス等の状況

### (1) 成果目標の達成状況

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・令和4年度末までの地域生活への移行者数は0人、施設入所者数は横ばいとなっており、ともに目標は達成していません。
- ・アンケート調査から、将来の生活について、約半数が「家族と暮らしたい」と回答している一方で、入所施設やグループホームで暮らしたい、また、わからないという回答も一定数あり、引き続き施設入所のニーズも踏まえた目標設定が必要です。

| 項目                | 目標  | 令和4年度末 |      |
|-------------------|-----|--------|------|
|                   |     | 実績     | 達成率  |
| 地域移行者数            | 1人  | 0人     | 0.0% |
| 施設入所者数の削減（施設入所者数） | 14人 | 15人    | 0.0% |

#### ② 地域生活支援拠点等の整備

- ・令和3年度から、若狭圏域で26箇所の事業所において、面的整備型による地域生活支援拠点の整備を行い、運用状況の検証を行っています。おおい町内では3箇所（支援センターぐるぐる・ヘルパーステーションぐるぐる、しいの実ハウス）において、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」の機能を整備しています。
- ・アンケート調査では、今後利用したいサービスとして「緊急時の受け入れ・対応」が高くなっており、機能の充実についての検討も必要です。

| 項目               | 目標  | 令和4年度末 |
|------------------|-----|--------|
| 地域生活支援拠点の整備      | 1拠点 | 1拠点    |
| 地域生活支援拠点の運用状況の検証 | 実施  | 実施     |

### ③ 福祉施設から一般就労への移行

- ・令和4年度末時点では、一般就労への移行者数は3人となっていますが、目標値は達成していません。就労定着支援事業利用者数は0人となっています。
- ・引き続き、事業の利用促進を図るとともに、事業の利用者を一般就労に結びつけていくための取り組みが必要です。

| 項目            | 目標 | 令和4年度末 |      |
|---------------|----|--------|------|
|               |    | 実績     | 達成率  |
| 一般就労への移行者数    | 4人 | 3人     | 75%  |
| ①就労移行支援事業     | 2人 | 2人     | 100% |
| ②就労継続支援A型事業   | 1人 | 0人     | 0.0% |
| ③就労継続支援B型事業   | 1人 | 1人     | 100% |
| 就労定着支援事業利用者数  | 3人 | 0人     | 0.0% |
| 就労定着支援事業所数の割合 | —  | —      | —    |

### ④ 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、広域での利用確保に努めており、引き続き広域でのサービス提供体制の維持が必要です。
- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、保護者をはじめ、保健師や関係機関との連携を密にし、今後の進路等についての相談体制を整えています。

| 項目                                       | 目標  | 令和4年度末 |
|--|-----|--------|
| 児童発達支援センターの設置                            | 1箇所 | 1箇所    |
| 保育所等訪問支援の充実                              | 有   | 有      |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 1箇所 | 1箇所    |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置                 | 有   | 無      |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置                   | 1人  | 1人     |

## (2) 障がい福祉サービスの利用状況

### ① 訪問系サービス

|                  |      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|------------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                  |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 人/月  | 9     | 9   | 10    | 10  | 11    | 11  |
|                  | 時間/月 | 144   | 85  | 160   | 96  | 176   | 89  |
| 重度訪問<br>介護       | 人/月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|                  | 時間/月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
| 同行援護             | 人/月  | 1     | 1   | 1     | 1   | 1     | 1   |
|                  | 時間/月 | 12    | 6   | 12    | 16  | 12    | 8   |
| 行動援護             | 人/月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|                  | 時間/月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 人/月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|                  | 時間/月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |

### ② 日中活動系サービス

|                |      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|----------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 生活介護           | 人/月  | 33    | 33  | 34    | 33  | 35    | 32  |
|                | 人日/月 | 694   | 622 | 715   | 567 | 736   | 569 |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人/月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|                | 人日/月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人/月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|                | 人日/月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
| 就労移行支援         | 人/月  | 3     | 1   | 3     | 1   | 3     | 0   |
|                | 人日/月 | 64    | 9   | 64    | 4   | 64    | 0   |
| 就労継続支援<br>A型   | 人/月  | 6     | 7   | 6     | 6   | 6     | 6   |
|                | 人日/月 | 132   | 141 | 132   | 127 | 132   | 237 |
| 就労継続支援<br>B型   | 人/月  | 22    | 21  | 23    | 22  | 24    | 21  |
|                | 人日/月 | 398   | 337 | 416   | 330 | 434   | 359 |

|        |      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 就労定着支援 | 人／月  | 0     | 0   | 1     | 0   | 3     | 0   |
| 療養介護   | 人日／月 | 4     | 3   | 4     | 3   | 4     | 2   |
| 短期入所   | 人／月  | 4     | 3   | 5     | 3   | 6     | 1   |
|        | 人日／月 | 36    | 6   | 45    | 10  | 54    | 5   |

### ③ 居住系サービス

|                     |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                     |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人／月 | 18    | 18  | 19    | 17  | 20    | 17  |
| 施設入所支援              | 人／月 | 15    | 16  | 15    | 15  | 14    | 15  |
| 自立生活援助              | 人／月 | 0     | 0   | 1     | 0   | 2     | 0   |

### ④ 相談支援

|        |     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 計画相談支援 | 人／年 | 13    | 16  | 14    | 17  | 15    | 20  |
| 地域移行支援 | 人／月 | 1     | 0   | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 地域定着支援 | 人／月 | 3     | 1   | 3     | 1   | 3     | 1   |

⑤ 地域生活支援事業

|                |                   | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |     |
|----------------|-------------------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|
|                |                   | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |     |
| 理解促進研修・啓発事業    | 実施の有無/年           | 有     | 無   | 有     | 無   | 有     | 無   |     |
| 自発的活動支援事業      | 実施の有無/年           | 有     | 無   | 有     | 無   | 有     | 無   |     |
| 障害者相談支援事業      | 箇所                | 2     | 2   | 2     | 2   | 2     | 2   |     |
| 成年後見制度利用支援事業   | 件/年               | 1     | 1   | 1     | 1   | 1     | 0   |     |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無/年           | 無     | 無   | 無     | 無   | 有     | 無   |     |
| 意思疎通支援事業       |                   |       |     |       |     |       |     |     |
|                | 手話通訳者派遣事業         | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
|                | 要約筆記者派遣事業         | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
| 日常生活用具給付等事業    |                   |       |     |       |     |       |     |     |
|                | 介護・訓練支援用具         | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
|                | 自立生活支援用具          | 件/年   | 2   | 0     | 2   | 0     | 2   | 0   |
|                | 在宅療養等支援用具         | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
|                | 情報・意思疎通支援用具       | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
|                | 排泄管理支援用具          | 件/年   | 256 | 250   | 256 | 245   | 256 | 245 |
|                | 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 件/年   | 1   | 0     | 1   | 0     | 1   | 0   |
|                | 手話奉仕員養成研修事業       | 人/年   | 0   | 0     | 0   | 0     | 1   | 0   |
|                | 移動支援事業            | 人/年   | 1   | 1     | 1   | 0     | 1   | 6   |
|                |                   | 時間/年  | 100 | 5     | 100 | 0     | 100 | 18  |
|                | 地域活動支援センター機能強化事業  | 箇所    | 1   | 1     | 1   | 1     | 1   | 1   |
|                |                   | 人/年   | 6   | 6     | 6   | 4     | 6   | 4   |
|                | 日中一時支援事業          | 箇所    | 3   | 2     | 3   | 2     | 3   | 2   |
|                |                   | 人/年   | 3   | 0     | 3   | 3     | 3   | 2   |

⑥ 障がい児福祉サービス

|   |      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|   |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 |
| 児童発達支援  | 人／月  | 11    | 7   | 11    | 6   | 11    | 4   |
|   | 人日／月 | 11    | 14  | 11    | 9   | 11    | 6   |
| 放課後等デイサービス                                      | 人／月  | 13    | 17  | 15    | 17  | 17    | 19  |
|   | 人日／月 | 78    | 65  | 90    | 72  | 102   | 118 |
| 保育所等訪問支援  | 人／月  | 4     | 4   | 5     | 4   | 6     | 9   |
|   | 人日／月 | 6     | 6   | 8     | 6   | 9     | 9   |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援                                 | 人／月  | 1     | 0   | 1     | 0   | 1     | 0   |
|   | 人日／月 | 1     | 0   | 1     | 0   | 1     | 0   |
| 医療型<br>児童発達支援                                   | 人／月  | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
|   | 人日／月 | -     | 0   | -     | 0   | -     | 0   |
| 障害児相談支援   | 人日／月 | 7     | 6   | 9     | 8   | 11    | 10  |
| 医療的ケア児に対する関<br>連分野の支援を調整する<br>コーディネーターの配置<br>人数 | 人／月  | 1     | 1   | 1     | 1   | 1     | 1   |

## 5 現状と課題のまとめ

### (1) とともに支えあう共生のまち

#### 現状

##### 国の動向

- 令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供義務が民間企業にも拡大された。

##### 前計画の評価

- 各小中学校における福祉教育や保護者向けの講習会を行っている。
- ポスターや広報等による啓発を行っているが、ホームページでの発信の充実等、誰もが情報を得られる方法の検討が必要。
- 研修会の内容を行政サービス等に活かしていくことが課題となる。
- 虐待防止等ネットワーク委員会において虐待防止に取り組んでおり、事業所間との連携や定期的な現状把握が必要となる。

##### アンケート・事業所調査

- 日常生活で差別や偏見を感じる人は、前回調査よりも減少しており、理解が進んできている現状もうかがえるが、精神では依然として差別や偏見を感じる人が多い。
- 差別や偏見を感じた場面は、人間関係や教育の場・職場などが多くなっている。
- おおい町で充実させていくべきこととして、「障がいのある人への理解を深める取組」が上位にあげられている。
- 成年後見制度の名前も内容も知らない人は約3割となっている。
- 障がいへの理解不足により、障がいのある人の就労や社会参加が進まない現状が指摘されている。
- 障がいのある人やその家族の声や意見を聞く機会（発信する機会）が少ない。

##### 策定委員会

- 障がいや障がいのある人について発信するだけでなく、障がいのある人から発信したり、できることに取り組むなど、ともに支えあう関係づくりが重要。
- 交流・ふれあいの場や近所付き合いなど、顔見知りになることで安心できる。

#### 今後の方向性

- 共生社会の実現に向け、障がいに対する理解や合理的配慮についての理解を、町民や企業等へとさらに広めていくことが必要。
- 障がいのある人が発信をする場や交流の機会を持つことが相互理解を促進することとなるため、行事等に参加しやすい環境づくりが必要。
- 障がい者の命と尊厳を守るため、虐待を未然に防ぐための取り組みや早期発見・早期対応に向け、現状把握と関係機関との連携が求められる。
- 判断能力が不十分な人の利益を守る成年後見制度等を周知するとともに、利用の円滑化を進める必要がある。



## (2) いきいきと自分らしさを発揮できるまち

### 現 状

#### 国の動向

- 令和4年10月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が望む仕事に就くことを支援するサービスである就労選択支援が新設された。
- 令和4年10月に「障害者雇用促進法」が改正され、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進等が求められている。

#### 前計画の評価

- 発達等が気になりな子が増加傾向にあり、教職員への研修等により気づきや指導力向上につなげることが重要。
- 乳幼児健診や保育所訪問等で気になりな子どもの発見に努めている。
- 就労移行や就労定着について、特別支援学校との連携や受け入れ企業への啓発が課題となっている。
- おおい町障がいスポーツクラブ等との共催による「町民ポッチャ大会」の開催や、各公民館で障がいのある人の作品展示などを行っている。

#### アンケート・事業所調査

- 発達障がいと診断されたことがある人は約1割となっている。
- 保育や教育について必要だと思うこととして、「障がい特性に応じた配慮や支援」が最も多くなっている。
- 障がいのある人の就労支援として必要なことは、「企業等における障がい者雇用への理解」「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が上位にあげられている。
- おおい町で充実させていくべきこととして、「障がいのある人の働く場づくり」が最も多くなっている。
- 外出について、介助者等がいれば外出できる人が、療育では約6割、身体・精神では約2割となっている。

#### 策定委員会

- 放課後児童クラブで障がい児が安心して過ごせるなど、おおい町でどのように支えていくかが大切となる。
- 付き添いがいないと外出できず、あきらめてしまう人がいる。行事などのときに、ボランティア等サポートする人が必要。

### 今後の方向性

- 発達障がい等の理解を深め、障がいの早期発見・早期療育と適切な対応、障がい児が安心して過ごせる居場所づくりが必要となる。
- 企業等の理解促進と、障がい特性など一人ひとりに合わせた就労支援が必要。
- 社会参加の機会を増やすとともに、外出等への支援が必要。

### (3) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

#### 現状

##### 国の動向

- 令和4年10月の「障害者総合支援法」改正において、グループホーム等で一人暮らしに向けた相談や支援が求められている。
- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの種類や程度に応じて情報を取得する手段を選択できるようにすることが求められている。

##### 前計画の評価

- 窓口で相談しやすい体制や周知、基幹相談支援センター等との連携が課題となる。
- 令和3年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置し、福祉や教育等の関係機関との調整やサービスの紹介などを行っている。
- ホームページにおいてアクセシビリティへの配慮や音声読み上げ機能により、誰もが情報入手しやすい環境づくりに努めている。
- デマンドバスが大飯地域に加え、名田庄地域で運行を始めており、誰もが利用しやすいしくみの整備が必要。

##### アンケート・事業所調査

- 将来の生活について、「家族と暮らしたい」が約5割となっている。
- 介助者について、60代、70代が多く、高齢化が進んでいる。
- 災害時に困ることについて、身体・精神では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、療育では「周囲とコミュニケーションがとれない」が最も多い。
- 活動する上で問題となることで、「移動が大変」が上位にあがっている。
- 移動支援を使いたいが、そもそも交通手段が少ないということがある。
- 本人の意思決定のためには、安心して生活をイメージできるような施設やサービス等の受け皿の確保が必要となる。

##### 策定委員会

- 福祉人材の確保について、ヘルパー資格を持っている人の活用など検討が必要。
- 自治会単位では助けあいが難しくなってきたため、近所で支援が必要な人を把握しておかなければならない。個別避難計画を地域で作成し、共有することも大切。

#### 今後の方向性

- 親亡き後を見据えた支援も含め、本人の希望する生活を送れるよう、意思決定支援やそのためのサービス等の充実が必要。
- デマンドバス等の移動手段について、障がい者も利用しやすいよう配慮と周知を行い、社会参加を促進することが重要となる。
- 緊急時等に安否確認や避難誘導、情報提供等の方法を明確にするため、個別避難計画の作成を進め地域で共有することが重要である。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

障がいのある人もない人もすべての人が相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められています。

障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立していきいきと暮らすことができるよう、住民同士のふれあい、学びあいを通して、人々がつながり、支えあい、生活を送る上での安心感を醸成することが大切です。また、障がいのある人一人ひとりの望むかたちで、地域であたりまえに暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

本計画では、おい町に住むすべての住民が、つながり、支えあいながら、いきいきと安心して暮らせる共生のまちの実現を目指して、計画の基本理念を以下のように定めます。

ともに生き、支えあい  
いきいきと安心して暮らせるまち おおい

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下を基本目標として設定し、各施策に取り組みます。

- (1) ともに支えあう共生のまち
- (2) いきいきと自分らしさを発揮できるまち
- (3) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

### 3 施策体系

基本  
理念

ともに生き、支えあい いきいきと安心して暮らせるまち おおい

| 【基本目標】                     | 【基本施策】                  | 【施策・事業】  |
|----------------------------|-------------------------|--|
| ともに支えあう<br>共生のまち           | (1) 理解と啓発の促進            | ①広報・啓発活動の推進<br>②福祉教育の推進  |
|                            | (2) 差別解消及び<br>権利擁護の推進   | ①差別解消のための取り組みの推進<br>②虐待防止のための取り組みの推進<br>③権利擁護の推進<br>④家族等への相談支援   |
|                            | (3) 福祉のまちづくり<br>の推進     | ①福祉の担い手の育成<br>②ボランティア活動の推進<br>③当事者団体等への支援<br>④行政による合理的配慮の提供  |
| いきいきと<br>自分らしさを<br>発揮できるまち | (1) 療育・教育の推進            | ①保育・教育の充実<br>②発達障がいのある子どもへの支援<br>③障がいのある子どもの未来に向けた支援の充実<br>④インクルーシブ教育の推進<br>⑤教職員の障がいの理解促進、専門性向上        |
|                            | (2) 雇用・就労の促進            | ①就労支援の充実<br>②福祉施設での就労支援<br>③就労定着の促進と事業所の理解促進<br>④多様な分野での障がい者雇用の促進<br>⑤就業・生活両面の一体的支援                    |
|                            | (3) 社会参加の促進             | ①スポーツの推進<br>②文化・芸術活動の推進<br>③交流・ふれあいの場づくり<br>④社会参加のための外出、コミュニケーション支援                                    |
| 住み慣れた地域<br>で安心して<br>暮らせるまち | (1) 生活支援・<br>相談支援の充実    | ①障がい福祉サービスの提供体制の充実<br>②相談支援体制の確保<br>③快適な住環境づくり ④意思決定支援<br>⑤暮らしの場の充実 ⑥親亡き後への対応<br>⑦医療的ケアを必要とする人への支援     |
|                            | (2) 保健・医療の充実            | ①生涯を通じた健康づくり<br>②障がいに応じた保健・医療体制づくり<br>③総合的な保健・医療・福祉サービス  |
|                            | (3) 情報提供・意思<br>疎通支援の充実  | ①障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上<br>②意思疎通支援の人材育成、サービスの利用促進  |
|                            | (4) 安心・安全に暮ら<br>せる体制の整備 | ①みんなに優しいまちづくり<br>②自由に外出できる環境づくり<br>③移動手段の確保<br>④いつでも安心な地域づくり<br>⑤障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制の整備<br>⑥個別避難計画の作成 |

# 第4章 障がい者基本計画

## 基本目標1 とともに支えあう共生のまち

### 重点的に取り組む施策

### 若い世代への啓発活動の強化

学校等において、事業所や福祉施設の職員等の話を聞く機会を設け、障がいへの理解や福祉の仕事への理解、関心の向上に努めます。

#### ◆年次計画

| R 6       | R 7              | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|-----------|------------------|-----|-----|------|------|
| 内容・依頼先の検討 | 講師の依頼<br>学校等との調整 | 実施  | 継続  | →    |      |

### (1) 理解と啓発の促進

障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながらともに生きていく共生社会の実現のためには、障がいに対する偏見や差別をなくし、助けあい、支えあいの地域づくりを進めていくことが大切です。

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、広報紙等による啓発を行うとともに、地域や学校における福祉教育を推進します。

| 取組           | 内容   |
|--------------|--|
| ① 広報・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●町ホームページや広報紙等、様々な町の広報機能を活用し、障がいについての理解促進に向けた周知・啓発に取り組みます。</li> <li>●障がいのある人とない人の相互理解を深めるための研修や講座を開催します。</li> <li>●広報やポスター等を活用し、身体障がい者等に関する標識やハートプラスマーク、ヘルプマーク等、障がい者に関するマークの周知を図ります。</li> <li>●12月9日の「障害者の日」をはじめとした行事等により、「障がい」に対する正しい知識の普及・啓発を行います。</li> <li>●精神障がいや自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）等、理解が進んでいない障がいについての情報を提供するなど、障がいの理解促進を図ります。</li> </ul> |

|   | 取 組     | 内 容   |
|---|---------|---|
| ② | 福祉教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいについての講座や人権に関する講演会等を開催し、人権意識と福祉への関心を高める学習活動を推進します。</li> <li>●学校・保育園と連携し、交流会や人権に関する授業等を開催し、学校等における福祉教育を推進します。</li> </ul> |

## (2) 差別解消及び権利擁護の推進

障がいのある人の尊厳を守るため、障害者差別解消法の周知や虐待の防止、関係機関との連携強化や相談体制の整備を進めます。また、障がいのある人本人の自己決定を尊重しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

|   | 取 組               | 内 容   |
|---|-------------------|---|
| ① | 差別解消のための取り組みの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法の趣旨や法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等の周知・啓発を図ります。</li> <li>●合理的な配慮の観点に基づき行政サービスを見直し、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを目指します。</li> <li>●職員を対象に合理的配慮や障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等に関する研修等を実施し、障がいのある人への差別の解消を図ります。</li> </ul>                                 |
| ② | 虐待防止のための取り組みの推進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●家族や介助者等の心身の負担の軽減等により虐待の防止を図るとともに、虐待防止等ネットワーク委員会や若狭地区障害児・者自立支援協議会との連携により、虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。</li> </ul>   |
| ③ | 権利擁護の推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●判断能力が不十分な障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度の周知や、制度を利用するための支援を行います。</li> <li>●成年後見センターを中心に、相談支援や地域連携ネットワーク体制による権利擁護支援に努めます。</li> <li>●自らの判断でサービスを選択したり、契約ができない障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を図り、必要な人が必要なときに利用できるよう支援を行います。</li> </ul> |
| ④ | 家族等への相談支援<br>【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人やその家族が、互いの悩み共有や情報交換をすることができる交流の場等の活動を支援します。</li> </ul>   |

### (3) 福祉のまちづくりの推進

障がい者福祉に関わるボランティアや当事者団体は、障がいのある人と地域をつなぐ重要な役割を担っています。

障がいへの理解促進に向け、障がい者福祉に関わるボランティアや当事者団体の活動への支援をはじめ、障がいのある人と障がいのない人との交流機会の拡大に努めます。

|   | 取 組                   | 内 容   |
|---|-----------------------|---|
| ① | 福祉の担い手の育成<br>【新規】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページ等において提供します。学校等での啓発、福祉施設でのボランティア体験等を通じ、福祉の担い手となる人材の育成を図ります。</li> <li>●事業所の人材確保に向けた取り組みを支援します。</li> </ul>  |
| ② | ボランティア活動の<br>推進【新規】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者団体の活動について情報提供を行うほか、必要に応じて助言等を行い、活動を支援します。</li> <li>●町や社会福祉協議会の広報紙、町のホームページやパンフレット等を活用し、ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、人材の発掘・育成に努めます。</li> <li>●ボランティア活動をより活性化させるため、ボランティア養成やリーダー育成に関する講座や研修を開催します。</li> <li>●ボランティアやサークル、福祉団体等、地域で活動を行う様々な団体が協力・連携を図れるよう、団体間のネットワーク形成を支援します。</li> </ul> |
| ③ | 当事者団体等への<br>支援【新規】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人やその家族などの団体活動への支援や補助を行い、障がいのある人とない人との交流を図ります。</li> <li>●障がいのある人や介助者の要望・悩み等を協議する場の設置について検討を進めるとともに、障がい者団体等の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。</li> </ul>   |
| ④ | 行政による合理的配<br>慮の提供【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいを理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を行います。</li> </ul>   |

## 基本目標2 いきいきと自分らしさを発揮できるまち

### 重点的に取り組む施策

### 障がいの有無に関わらない行事の実施

実施方法の工夫や参加への支援により、誰もが気兼ねなく参加できるイベントや行事の実施、充実に取り組みます。

#### ◆年次計画

| R 6                    | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
|------------------------|-----|-----|-----|------|------|
| 主催団体への働きかけ<br>開催方法等の検討 | 実施  | 継続  | →   |      |      |

### (1) 療育・教育の推進

障がいのある子どもが健やかに成長するためには、障がいを早期に発見するとともに、その特性に応じた適切な治療や訓練につなげていくことが重要です。また、発達障がいの増加や障がいの重複化・多様化も進んでいることから、医療機関や学校・保育園、支援学校等と連携して、子どもの成長を見守る機関における発見機能の強化や子どもの将来を見据えた切れ目のない支援を行う体制の整備を進めます。

|   | 取組       | 内容   |
|---|----------|--|
| ① | 保育・教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある子どもが身近な地域で保育・教育を受けられるよう、学校・保育園等におけるバリアフリー化を進めるとともに、スクールバスを活用した通学手段の確保に努めます。</li> <li>●放課後児童クラブでの、障がいのある子どもの受け入れ体制について検討を進めます。</li> </ul> |



|   | 取 組                    | 内 容   |
|---|------------------------|---|
| ② | 発達障がいのある子どもへの支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別な教育的支援を必要とする障がいのある子ども一人ひとりに応じた個別指導計画を作成し、必要に応じて見直しを行うなど、充実した教育の実施に努めます。</li> <li>● 乳幼児健康診査等を通じて、障がいのある子どもの早期発見に努めるとともに、近隣市町や医療機関等と連携し、地域の療育機能の充実を図ります。</li> <li>● 幼少期・就学から卒業までの段階において、発達障がいや気がかりな幼児・児童・生徒に切れ目のない支援を行うため、定期的に保育園を訪問するなど、保護者、学校・保育園、関係機関等が情報を共有できるよう、ブロック研修会を開催し、各機関との連携を強化するとともに、既存組織の充実を図ります。</li> </ul> |
| ③ | 障がいのある子どもの未来に向けた支援の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健、医療、福祉等の関係機関と家庭との連携を強化し、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適切な就学指導に努めます。</li> <li>● 適応指導教室指導員や相談支援員の配置により、障がいのある子どもや保護者の悩みや不安を解消するとともに、学校・家庭・関係機関の連携を強化し、教育相談の充実に努めます。</li> <li>● 学校、行政、ハローワーク、企業等の関係機関と連携しながら、障がいのある児童・生徒の意向を尊重し、状況に適した進路指導を行います。</li> </ul>  |
| ④ | インクルーシブ教育の推進【新規】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいについての理解と認識を深め、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むため、ともに学ぶ環境づくりを推進します。</li> </ul>   |
| ⑤ | 教職員の障がいの理解促進、専門性向上【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育や、支援を必要とする子どもに関する知識や理解を深め、適切な教育や保育が提供できるよう、教職員等の研修への参加を促進し、指導力の向上を図ります。</li> <li>● 教職員や関係者が情報を共有するとともに、支援を必要とする子どもへの適切な接し方を学ぶ機会を創出するため、講師を招いて講習会を実施し、特別支援に関する理解を深めます。</li> </ul>   |

## (2) 雇用・就労の推進

障がいのある人が就労の機会や社会参加の場を得ることは、生きがいをつくるだけでなく、自立した生活を営む上で重要となります。

障がいのある人が働く意欲を持ち、適性や希望にあった働き方ができるよう、就労に関する情報提供や継続的な就労を支援する相談体制の強化に取り組みます。

また、民間企業に対して障がい者雇用の啓発を行い、雇用の拡大と就労の場の確保を図るとともに、生産的な活動を通じて社会参加できるよう、多様な就労機会の確保に努めます。

|   | 取組                       | 内容   |
|---|--------------------------|--|
| ① | 就労支援の充実                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 求人・求職者の情報交換やジョブガイダンスを実施し、就労意欲の向上を図るとともに、就職への支援を行います。</li> <li>● ジョブコーチや職親制度等の周知を行い、利用の促進を図ります。</li> <li>● 若狭地区障害児・者自立支援協議会やハローワーク、特別支援学校等の関係機関の連携を強化し、障がいのある人の就労・雇用に関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>   |
| ② | 福祉施設での就労支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス提供事業所の参入促進や育成を推進し、受け入れ体制の確保に努めます。</li> </ul>  |
| ③ | 就労定着の促進と事業所の理解促進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労移行支援事業を必要とする人に支援が行き届くよう、事業の周知に努めます。</li> <li>● 事業所と特別支援学校等の連携を図り、情報共有や在学中から実習を行うなど取り組み内容の検討を進め、一般就労への円滑な移行を推進します。</li> <li>● 就職後、就労継続のための課題に対し、関係機関と連携しながら仕事内容や質の向上のため、本人や家族が職場と連絡調整を行うための支援体制を整えます。</li> <li>● 障がい者雇用を積極的に推進している企業の取り組みを紹介するなど、障がいのある人の仕事内容や質の向上を目指すための取り組みを支援します。</li> <li>● 障がいのある人の雇用の場を拡大できるよう、ハローワーク等の機関と連携を図り、障がいのある人の一般企業における雇用を促進します。</li> <li>● 労働・福祉の各関係機関と連携し、企業に対してトライアル雇用の啓発を行います。</li> </ul> |
| ④ | 多様な分野での障がい者雇用の促進<br>【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び就労の場の提供を行うとともに、関係機関と連携し、働く場の開拓を行います。また、行政と商工関係事業所が連携し、雇用を促進します。</li> </ul>  |
| ⑤ | 就業・生活両面の一体的支援【新規】        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就職した後も職場内のトラブルや悩みごとの相談に応じ、継続して働けるようにサポートします。</li> </ul>   |

### (3) 社会参加の促進

障がいのある人が地域で快適に暮らすためには、障がいのない人と同じように社会参加できる環境の整備が必要です。

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出時の移動に関する支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置によるコミュニケーション支援など、障がいのある人が活動しやすい工夫・配慮が提供されるよう努めます。

|   | 取 組                        | 内 容   |
|---|----------------------------|---|
| ① | スポーツの推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいスポーツクラブの活動を支援するとともに、広報紙等により活動を周知し、参加を促進します。</li> <li>●スポーツ施設等のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。</li> <li>●誰もが意欲的にスポーツ活動に参加できるよう、「町民ポッチャ大会」の実施など、スポーツイベントにおける競技種目や実施方法について検討し、取り組みます。</li> <li>●障がい者スポーツの活性化を図るため、指導員の確保や育成方法等について検討を進めます。</li> </ul> |
| ② | 文化・芸術活動の推進                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会や芸術活動において、手話通訳や要約筆記者等のボランティアを派遣し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>●芸術鑑賞等の開催場所や活動場所におけるバリアフリー化を推進します。</li> <li>●文化祭やこども家族館での障がいのある人の絵画の作品展示等、身近な行事や施設を活用し、障がいのある人の才能を発掘・発信できる機会を充実します。</li> </ul>   |
| ③ | 交流・ふれあいの場づくり               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人やその家族と、地域住民がふれあう機会づくりを支援します。</li> <li>●社会福祉協議会や各種団体等と連携し、誰もが参加できるイベントを実施し、地域住民と障がいのある人が交流する機会の確保を図ります。</li> <li>●障がいのある人やその家族に対し、イベントや地域活動等の情報提供を行い、参加を促進します。</li> </ul>   |
| ④ | 社会参加のための外出、コミュニケーション支援【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の社会参加を促進するため、外出時の移動に関する支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置、選挙における点字投票や代理投票など、日常のコミュニケーション支援を充実します。</li> </ul>   |

## 基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

### 重点的に取り組む施策

### 移動手段の充実

社会参加促進のため、デマンドバスの利用促進と利用状況の把握を行い、障がいのある人も利用しやすい環境の整備に取り組みます。

#### ◆年次計画

| R 6                    | R 7              | R 8              | R 9 | R 10 | R 11 |
|------------------------|------------------|------------------|-----|------|------|
| 情報提供の<br>充実・ニーズ<br>の把握 | 利便性の向上<br>に向けた検討 | 実施に向けた<br>具体的な検討 | 実施  | 継続   | →    |

### (1) 生活支援・相談支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を継続していくためには、一人ひとりのニーズにあったサービスが提供されることをはじめ、困りごとや必要な支援、サービスの利用計画作成等に関する相談支援体制が整っていることが重要です。

地域で暮らしていくために必要なサービスが必要な人に行きわたるよう、引き続き、各種制度やサービス等を周知し、利用促進を図るとともに、相談支援体制の強化と充実を図ります。

|   | 取 組               | 内 容  |
|---|-------------------|--|
| ① | 障がい福祉サービスの提供体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者手帳等所持者に「障がい者福祉ガイド」を配布し、障害者総合支援法に基づく障がい福祉の取り組みについて周知します。</li> <li>● 障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の障がい福祉サービスについて「障がい者福祉ガイド」等により周知し、利用を促すとともに、サービスが必要と思われる人に対しても関係機関を通じた周知に努めます。</li> <li>● 利用者のニーズにあった適切な支援を確保できるよう、サービス提供事業所との連携や新規参入の促進等、サービス提供体制の確保と適切な運営、人材の養成に努めます。</li> <li>● 必要な人に対して、自立支援医療の給付や各種障害者手当等を支給し、治療や日常生活における経済的な負担を軽減できるよう制度の周知に努めます。</li> </ul> |

|   | 取 組                  | 内 容   |
|---|----------------------|---|
| ② | 相談支援体制の確保            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所や基幹相談支援センターとの連携により、総合的な相談支援を実施します。</li> <li>●保健福祉センター「なごみ」や「あっとほ〜むいきいき館」での相談支援体制の充実を図り、町民への障がいに関する相談窓口の周知に努めます。</li> <li>●利用者のニーズにあった計画作成やその他全般的な相談支援を適切に実施できるよう、障害者相談支援専門員や障害者福祉相談員の育成に努めます。</li> </ul>           |
| ③ | 快適な住環境づくり            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で快適な生活環境を確保するため、公営住宅の建設・改築に際してはバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行います。</li> <li>●高齢者福祉施策における住宅改修事業と連携を図り、手すりの設置や段差の解消等、住宅改修に対して支援を行います。</li> <li>●「障がい者福祉ガイド」等を活用し事業の周知を図るとともに、住宅改修業者と連携を図りながら、適切な改修が行われるよう支援します。</li> </ul> |
| ④ | 意思決定支援【新規】           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活・社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取り組みを推進します。</li> </ul>  |
| ⑤ | 暮らしの場の充実【新規】         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の生活拠点となるグループホーム等の整備を支援するとともに、入居体験の機会の提供に努め、入所施設から地域生活への移行を促進します。</li> <li>●入居支援を必要とする障がいのある人に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。</li> </ul>   |
| ⑥ | 親亡き後への対応【新規】         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のため、地域生活支援拠点等の検証及び検討により取り組みを推進します。</li> </ul>  |
| ⑦ | 医療的ケアを必要とする人への支援【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケアを必要とする障がいのある人への支援の充実に向け、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化します。</li> </ul>   |

## (2) 保健・医療の充実

障がいのある人が健康に暮らし続けられるよう、障がいの特性に応じた、適切な医療を受けられることができる体制づくりに努めます。

また、保健・医療について、サービスの適切な提供を図るとともに、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めるなど、健康の増進を図ります。

|   | 取 組               | 内 容   |
|---|-------------------|---|
| ① | 生涯を通じた健康づくり       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康に関する自己管理意識の高揚を図るため、健康教育や健康相談、訪問指導等の取り組みを推進します。</li> <li>●広報紙やパンフレット等により、地域での健康づくり活動を啓発します。</li> <li>●地域組織や関係機関と連携を図り、環境整備や体制づくり等、地域で取り組む健康づくり活動を支援します。</li> <li>●疾病及び障がいの発生を未然に防ぎ、健康づくりを支援するため、生活習慣病予防健診やがん検診等を実施するとともに、受診を働きかけます。</li> <li>●健康診査でリスクが判明した場合等における医療機関への受診勧奨を実施します。</li> <li>●母子の健康状態を確認・維持するとともに、障がいの原因となる疾病を予防するため、妊婦健康診査の受診を促進します。</li> <li>●障がいの原因となる疾病の予防や、発達障がいを含む障がいを早期に発見するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。</li> <li>●支援を必要とする子どもやその保護者に対して発達フォロー教室や家庭訪問等を行い、保護者に療育の必要性を伝え、早期に支援機関につなげられるよう努めます。</li> </ul> |
| ② | 障がいに応じた保健・医療体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい福祉サービス等の対象に難病の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、情報提供に努め、難病支援関連制度の周知を図ります。</li> <li>●県や専門機関等と連携し、適切なサービスが受けられるよう支援します。</li> <li>●精神疾患の早期発見・早期治療につなげるため、専門医療機関等と連携し、精神保健福祉相談を実施するとともに、利用しやすい体制づくりに取り組みます。</li> <li>●障がいの悪化防止や再発防止のため、医療機関や各関係機関と連携し、リハビリや療育等のサービスが継続して受けられるよう支援します。</li> </ul>   |

|   | 取 組              | 内 容  |
|---|------------------|--|
| ③ | 総合的な保健・医療・福祉サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健福祉センター「なごみ」や「あっとほ～むいきいき館」の機能を活用し、町内における保健・医療・福祉サービスの提供体制を強化します。</li> <li>●保健福祉センター「なごみ」や関係機関での情報共有等、連携体制の強化を図り、円滑なサービス提供と介護人材の充実に努めます。</li> <li>●社会復帰を目指す精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域活動支援センターやグループホーム等の整備拡充を働きかけるとともに、相談支援や在宅サービスの充実に努めます。</li> <li>●専門的な医療機関や若狭健康福祉センターと連携し、「かかりつけ医」として定着した医師の確保、地域医療サービスの維持・確保を図り、電子カルテシステムの導入や医療機器の更新、オンライン診療の導入など医療サービスの向上と充実に努めます。</li> </ul> |

### (3) 情報提供・意思疎通支援の充実

障がいのある人が地域で生活していく上で必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実や意思疎通支援の充実に努めます。

|   | 取 組                        | 内 容  |
|---|----------------------------|--|
| ① | 障がい特性に応じた情報アクセシビリティの向上【新規】 | ●障がいに応じた情報提供や情報活用の支援に取り組むことで、障がいに起因する情報へのアクセスの格差を解消し、情報活用のバリアフリー化の促進、アクセシビリティの向上を図ります。 |
| ② | 意思疎通支援の人材育成、サービスの利用促進【新規】  | ●聴覚障がい者、言語機能障がい者等のコミュニケーションを保障するため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修について充実に努めます。           |

## (4) 安心・安全に暮らせる体制の整備

誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、段差や階段をはじめとしたバリアフリー化の推進や住環境の整備、移動に関する支援等の取り組みの充実を図ります。また、地域の関係機関・団体との連携のもと、地域ぐるみの防災・防犯対策を推進します。

|   | 取 組             | 内 容  |
|---|-----------------|--|
| ① | みんなに優しいまちづくり    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館や学校等、町内の施設におけるバリアフリー整備状況を把握し、改修や新築にあたっては、障がいに配慮した施設整備を計画的に推進します。</li> <li>● 障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、バリアフリー法や「福井県福祉のまちづくり条例」の周知・啓発を行います。</li> <li>● 民間事業者等に対して、バリアフリー化に関する情報提供を行い、施設の整備、改善を要請していきます。</li> <li>● 障がいのある人が利用しやすいよう、広報紙やホームページ等において、点字版や音声等ユニバーサルデザインに配慮した情報伝達手段の充実を図ります。</li> <li>● 税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について周知方法を工夫し、経済的負担の軽減を支援します。</li> </ul> |
| ② | 自由に外出できる環境づくり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、交通環境の整備を推進します。</li> <li>● 道路、歩道の新設・改良にあたっては、バリアフリーの視点を取り入れた整備を行います。</li> </ul>  |
| ③ | 移動手段の確保<br>【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● デマンドバスを利用しやすい環境整備や利便性向上をはじめ、地域の実情に応じた施策を検討し、多様な交通手段の確保に取り組めます。</li> <li>● バス運行の維持や運行内容の改善、バリアフリー車両の導入など、移動手段の確保や障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。</li> <li>● タクシー料金の助成や社会福祉協議会の運営する移送サービスとの連携など、移動に関する支援体制の充実に努めます。</li> </ul>   |



|   | 取 組                         | 内 容  |
|---|-----------------------------|--|
| ④ | いつでも安心な地域づくり                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域において支援者が確保できるよう、区長、民生委員児童委員等との連携体制の構築を進めるとともに、自主防災組織の強化・充実を図ります。また、自主防災組織がない地域については設立を促進します。</li> <li>●災害時における避難行動について、要支援者をはじめ配慮を必要とする人への情報伝達手段や避難方法、福祉避難所等の整備について検討を進めます。</li> <li>●犯罪を未然に防ぐため、警察や区長、民生委員児童委員等の関係機関と連携し、防犯パトロール等地域における見守り活動を推進します。</li> <li>●悪徳商法に関する情報周知や街頭での啓発活動を行い、消費者被害の防止に努めます。</li> </ul> |
| ⑤ | 障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制の整備【新規】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●携帯電話やパソコンへのメール配信、ホームページや SNS など、多様な情報網を活用して要支援者をはじめ、町民への情報伝達のより一層の充実にも努めます。災害情報については多様な手段で配信するほか、新たな手法の導入を検討します。</li> </ul>  |
| ⑥ | 個別避難計画の作成【新規】               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者台帳を活用し、地域において、緊急時の連絡先、地域支援者、避難所、避難方法などについて、要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画の作成を促進するなど、災害時に迅速かつ的確な支援が行われる体制づくりを推進します。</li> </ul>   |

# 第5章 障がい福祉計画

## 1 令和8年度末までの成果目標

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

|             |   |
|-------------|---|
| <b>国の目標</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>地域生活に移行する人数</b><br/>令和4年度末時点の施設入所者数の<u>6%以上</u>が令和8年度末までに地域生活へ移行する。</li><li>● <b>施設入所者数の削減</b><br/>令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から<u>5%以上</u>削減する。</li></ul> |
|-------------|---|

#### ◆目標設定の考え方◆

令和4年度末時点の施設入所者数は15人となっており、そのうち、令和8年度までに1人が地域生活へ移行することを目標とし、施設入所者数は1人の削減を目指します。

| 項目          | 目標  | 考え方                        |
|-------------|-----|----------------------------|
| 地域生活に移行する人数 | 1人  | 令和8年度末までに福祉施設から地域生活へ移行する人数 |
| 施設入所者数の削減   | 1人  | 令和8年度末までに削減する施設入所者数        |
| 【実績】施設入所者数  | 15人 | 令和4年度末時点の施設入所者数            |

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

|             |   |
|-------------|---|
| <b>国の目標</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>●<b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</b><br/>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進する。</li></ul> |
|-------------|---|

### ◆目標設定の考え方◆

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の充実を図ります。

| 項目                       | 目標  | 考え方                   |
|--------------------------|-----|-----------------------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年4回 | 若狭圏域において、年4回協議の場を開催する |

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

|             |  |
|-------------|--|
| <b>国の目標</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域生活支援拠点等の整備</b><br/>令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。</li> <li>● <b>強度行動障がい者を有する者への支援体制の整備</b><br/>令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。</li> </ul> |
|-------------|--|

#### ◆目標設定の考え方◆

令和3年度から、若狭圏域において面的整備型による地域生活支援拠点の整備を行い、おおい町内では3箇所（支援センターぐるぐる・ヘルパーステーションぐるぐる、しいの実ハウス）において、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」の機能を整備しています。引き続き、若狭圏域における整備と運用状況の検証等を行います。

また、若狭圏域で連携し、強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備を図ります。

| 項目                         | 目標  | 考え方  |
|----------------------------|-----|--|
| 地域生活支援拠点等の整備数              | 1箇所 | 障がいのある人の地域生活を支援する機能を担う地域生活支援拠点を、若狭圏域での面的整備により設置済み    |
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討       | 実施  | 若狭圏域において、年1回以上運用状況の検証及び検討を実施する                       |
| コーディネーターの配置【追加】            | —   | 地域生活支援拠点等の機能充実のため、コーディネーターは配置しないが、若狭圏域において支援体制を構築する  |
| 強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備【新規】 | 検討  | 若狭地区障害児・者自立支援協議会において、ケース会議の開催、モニタリング等により支援ニーズの把握を進める |

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

|             |   |
|-------------|---|
| <b>国の目標</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>一般就労への移行者数</b><br/>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.28 倍以上</u> とする。<br/>①就労移行支援事業：令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.31 倍以上</u> とする。<br/>②就労継続支援A型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.29 倍以上</u> とする。<br/>③就労継続支援B型事業：令和3年度の一般就労への移行実績の <u>1.28 倍以上</u> とする。<br/>④就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の <u>5割以上</u> とする。</li> <li>● <b>就労定着支援事業利用者</b><br/>令和3年度の就労定着支援事業利用者の <u>1.41 倍以上</u> とする。</li> <li>● <b>就労定着支援事業の就労定着率</b><br/>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の <u>2割5分以上</u> とする。</li> </ul> |
|-------------|---|

### ◆目標設定の考え方◆

一般就労への移行者数、就労定着支援事業利用者数については、国の目標に沿って目標値を設定します。就労移行支援事業所はおおい町内に1箇所のため、1箇所の達成を目指します。また、若狭管内の就労移行支援事業所と連携し、就労移行に向けたサービス利用を促進します。就労定着支援事業所はおおい町内にないため、目標値は設定していません。

| 項目              | 目標   | 考え方                                  |
|-----------------|------|--------------------------------------|
| 一般就労への移行者数      | 4人   | 令和8年度末の一般就労への移行者数                    |
| ①就労移行支援事業       | 2人   | 就労移行支援事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数       |
| ②就労継続支援A型事業     | 1人   | 就労継続支援A型事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数     |
| ③就労継続支援B型事業     | 1人   | 就労継続支援B型事業における、令和8年度末の一般就労への移行者数     |
| ④就労移行支援事業所数【新規】 | 1事業所 | 一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数（町内事業所数：1事業所）    |
| 就労定着支援事業利用者数    | 2人   | 令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数              |
| 就労定着支援事業所数の割合   | —    | 令和8年度末における就労定着率が2割5分以上の就労定着支援事業所数の割合 |

## (5) 相談支援体制の充実・強化等について

|             |   |
|-------------|---|
| <b>国の目標</b> | <p>●相談支援体制の充実・強化等</p> <p>令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。</p> |
|-------------|---|

### ◆目標設定の考え方◆

障がいのある人が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけではなく、地域の実情を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けて関係機関との連携が必要です。そのため、基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を図ります。

| 項目                     | 目標 | 考え方   |
|------------------------|----|---|
| 基幹相談支援センターの設置【追加】      | 設置 | 基幹相談支援センターを圏域で設置済み                              |
| 訪問等による専門的な指導・助言【追加】    | 実施 | 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を実施する |
| 相談支援事業者の人材育成の支援【追加】    | 実施 | 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成への支援を実施する           |
| 相談機関との連携強化の取り組みの実施【追加】 | 実施 | 基幹相談支援センターを中心に地域の相談機関との連携強化に取り組む                |
| 地域のサービス基盤の開発・改善【追加】    | 実施 | 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を実施する          |

## (6) 障がい福祉サービス等の質の向上について

|             |   |
|-------------|---|
| <b>国の目標</b> | <p>●障がい福祉サービス等の質の向上</p> <p>令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制を構築する。</p> |
|-------------|---|

### ◆目標設定の考え方◆

障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、県が実施する研修や会議に積極的に参加します。また事業所や関係自治体等と情報を共有する体制の構築を図ります。

| 項目                             | 目標 | 考え方  |
|--------------------------------|----|--|
| 障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加【追加】      | 実施 | 県等が実施する研修へ職員が参加する  |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【追加】 | 検討 | 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や近隣市町と共有する体制を構築する |

## 2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

### (1) 訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報の提供などの支援を行ったりするサービスです。

| サービス名            | サービスの概要  |
|------------------|--|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。  |
| 重度訪問介護           | 重度の肢体不自由または重度の知的障がい、重度の精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。 |
| 同行援護             | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移送の援護等の外出支援を行います。  |
| 行動援護             | 知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行います。                        |
| 重度障害者等包括支援       | 常時介護を要する重度の障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。   |



◆見込み量設定の考え方◆

福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することにより、訪問系サービスの利用者の増加が予想されるため、増加で見込み、利用量の確保に努めます。同行援護は継続した利用があることから一定の利用を見込みます。行動援護は町内でも一定の需要があり、新たなサービス利用が見込まれることから1人の利用を見込みます。その他のサービスについては、利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

|                  |      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|------|-------|-------|-------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 人/月  | 13    | 15    | 17    |
|                  | 時間/月 | 156   | 180   | 204   |
| 重度訪問介護           | 人/月  | 0     | 0     | 0     |
|                  | 時間/月 | 0     | 0     | 0     |
| 同行援護             | 人/月  | 2     | 2     | 2     |
|                  | 時間/月 | 20    | 20    | 20    |
| 行動援護             | 人/月  | 1     | 1     | 1     |
|                  | 時間/月 | 10    | 10    | 10    |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 人/月  | 0     | 0     | 0     |
|                  | 時間/月 | 0     | 0     | 0     |

## (2) 日中活動系サービス

日中に施設などにおいて、介護や訓練などの場を提供するサービスです。

| サービス名               | サービスの概要  |
|---------------------|--|
| 生活介護                | 常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設等で行われる、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。       |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。  |
| 就労選択支援【新規】          | 就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に応じた選択を支援します。   |
| 就労移行支援              | 就労を希望する障がいのある人を対象に、職場実習等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。  |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)   | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等、その他の必要な支援を行います。                                       |
| 就労定着支援              | 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。   |
| 療養介護                | 主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。  |
| 短期入所                | 居宅において介護を行う人が疾病やその他の理由により介護を行うことができない場合で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等に、当該施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な支援を行います。 |

◆見込み量設定の考え方◆

生活介護は一定数の利用があり、介護者の高齢化などにより、今後もニーズが高まることから、利用日数を増加で見込みます。

就労継続支援 A 型・B 型は、利用時間が増加しており、ニーズも高くなっていることから増加で見込み、利用量の確保に努めます。就労定着支援は、成果目標を踏まえ見込み量を設定します。

短期入所は、介助者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も一定のニーズが見込まれるため、増加を見込みます。

|                |      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|------|-------|-------|-------|
| 生活介護           | 人／月  | 34    | 35    | 36    |
|                | 人日／月 | 650   | 700   | 720   |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
|                | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
|                | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
| 就労選択支援【新規】     | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 就労移行支援         | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
|                | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
| 就労継続支援 A 型     | 人／月  | 7     | 8     | 9     |
|                | 人日／月 | 183   | 210   | 240   |
| 就労継続支援 B 型     | 人／月  | 22    | 23    | 24    |
|                | 人日／月 | 360   | 368   | 384   |
| 就労定着支援         | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
| 療養介護           | 人日／月 | 2     | 2     | 2     |
| 短期入所           | 人／月  | 3     | 4     | 5     |
|                | 人日／月 | 21    | 28    | 35    |

### (3) 居住系サービス

主として夜間にグループホームや施設などにおいて入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活の支援を提供するサービスです。

| サービス名               | サービスの概要  |
|---------------------|--|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 主として夜間や休日に行われる、共同生活住居における入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。                  |
| 施設入所支援              | 施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。                     |
| 自立生活援助              | 施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 |

#### ◆見込み量設定の考え方◆

共同生活援助は一定の利用があり、施設等から地域生活への移行を踏まえ、サービス量の確保に努めます。施設入所支援は、成果目標を踏まえ、令和8年度に1人の減少を見込みます。

|                     |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人/月 | 18    | 19    | 20    |
| 施設入所支援              | 人/月 | 15    | 15    | 14    |
| 自立生活援助              | 人/月 | 0     | 0     | 0     |

## (4) 相談支援

サービス等利用のための相談、地域生活への移行のための相談等、必要な支援を行うサービスです。

| サービス名  | サービスの概要   |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。               |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。                            |

### ◆見込み量設定の考え方◆

計画相談支援は利用が増加しているため、今後も増加を見込み、若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携し、サービスの充実を図ります。

地域移行支援は、利用実績はありませんが、成果目標を踏まえ見込み量を設定します。

地域定着支援は、地域生活への移行の流れを踏まえ、今後も一定の利用を見込みます。

|        |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人／年 | 22    | 25    | 28    |
| 地域移行支援 | 人／月 | 1     | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 人／月 | 3     | 3     | 3     |

### 3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

#### (1) 必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

理解促進研修については、若狭地区障害児・者自立支援協議会と連携して研修や講演会等を行います。啓発事業については、パンフレット等を用いた広報活動や、教育機関での福祉教育、民生委員児童委員等への制度の周知を行うなど、障がいの特性や障がいのある人への理解促進に努めます。

|             |        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有／無 | 有     | 有     | 有     |

##### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

|           |        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有／無 | 有     | 有     | 有     |

### ③ 相談支援事業

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、専門的な相談の対応と情報提供に取り組みます。

基幹相談支援センターについては、広域で設置（相談支援センター若狭ねっと）しています。今後は機能強化を図り、利用しやすい環境を構築するため、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を推進します。住宅入居等支援事業については、令和8年度からの取り組みを目指します。

|                   |        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|--------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業         | 箇所     | 2     | 2     | 2     |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有/無 | 有     | 有     | 有     |
| 住宅入居等支援事業         | 実施の有/無 | 無     | 無     | 有     |

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に必要な経費の支援を行います。

障がいのある人の権利擁護の重要性から、制度の周知を図るための広報・啓発活動を推進するとともに、ニーズに応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。

また、成年後見制度の利用促進に向けて、地域包括支援センターを中心として取り組むとともに、地域連携ネットワーク等協議会の設置に向けた検討を進めます。

|              |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|-----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 1     | 1     | 1     |

### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

法人後見活動の推進を図るため、障がいのある人だけではなく、高齢者等も含めた包括的な支援を推進します。

|                    |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|
| 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | 件／年 | 1     | 1     | 1     |

### ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

福井県と連携し、必要なサービス体制を確保するとともに、事業の周知を図りサービス利用の促進に努めます。

|           |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣事業 | 人／年 | 1     | 1     | 1     |
| 要約筆記者派遣事業 | 人／年 | 1     | 1     | 1     |



### ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。また、障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。排泄管理支援用具については、減少傾向となっておりますが、一定のニーズを見込みます。

|                   |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具         | 件／年 | 1     | 1     | 1     |
| 自立生活支援用具          | 件／年 | 2     | 2     | 2     |
| 在宅療養等支援用具         | 件／年 | 1     | 1     | 1     |
| 情報・意思疎通支援用具       | 件／年 | 1     | 1     | 1     |
| 排泄管理支援用具          | 件／年 | 256   | 256   | 256   |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 件／年 | 1     | 1     | 1     |

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

地域における交流活動等の支援者として、手話奉仕員の育成に努めます。

|             |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人／年 | 0     | 0     | 1     |

### ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等のために外出時等の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

移動支援事業の利用者数は、利用ニーズを踏まえ、一定の利用を見込みます。

|        |      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 人／年  | 5     | 5     | 5     |
|        | 時間／年 | 200   | 200   | 200   |

### ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

日中活動や社会との交流の促進等多様な役割を担う場であることから、近隣市町と連携し、安定した運営が行えるよう支援します。

|                      |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|-----|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター<br>機能強化事業 | 箇所  | 1     | 1     | 1     |
|                      | 人／年 | 6     | 6     | 6     |

## (2) 任意事業

### ① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練、また、障がいのある人等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息（レスパイト）の場を確保します。

障がいのある人の活動の場を確保するサービスとして、サービス提供事業所と協力しながら円滑な運営に努めます。

|          |     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業 | 箇所  | 3     | 3     | 3     |
|          | 人／年 | 3     | 3     | 3     |

# 第6章 障がい児福祉計画

## 1 令和8年度末までの成果目標

### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

|             |  |
|-------------|--|
| <b>国の目標</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所設置</li> <li>● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築</li> <li>● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所確保</li> <li>● 医療的ケア児支援の協議の場（各市町村）の設置</li> <li>● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul> |
|-------------|--|

#### ◆目標設定の考え方◆

児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の充実、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、広域でのサービス提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児支援の協議の場の設置については、国等の動向を踏まえるとともに、医療的ケア児に関する地域のニーズや資源を把握し、実施体制の整備に取り組みます。医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置済みのため、引き続きニーズを把握し、相談体制の整備に取り組みます。

| 項目                                       | 目標  |
|--|-----|
| 児童発達支援センターの設置                            | 1箇所 |
| 保育所等訪問支援の充実                              | 有   |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 1箇所 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置                 | 有   |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置                   | 1人  |

## 2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策

障がい児福祉サービスは、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

| サービス名                 | サービスの概要  |
|-----------------------|--|
| 児童発達支援                | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。  |
| 放課後等デイサービス            | 学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。  |
| 保育所等訪問支援              | 保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法等の指導を行います。               |
| 居宅訪問型児童発達支援           | 重症心身障がい児等の重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。                                      |
| 医療型児童発達支援             | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。  |
| 障害児相談支援               | 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」を利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。 |
| 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置 | 医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野での連絡調整を行います。   |

◆目標設定の考え方◆

児童発達支援は今後も一定の利用が見込まれることから、実績をもとに利用を見込みます。放課後等デイサービスは利用が増加しており、今後もニーズが高まることが予想されますが、事業所不足等の問題から児童発達支援・放課後等デイサービスの見込み量は横ばいで設定します。サービス利用体制を確保するために、民間の施設等を活用した受け皿づくりに努めます。

保育所等訪問支援、障害児相談支援は、利用が増加しており、実績をもとに見込み量を設定します。

|                                 |      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援                          | 人／月  | 3     | 3     | 3     |
|                                 | 人日／月 | 6     | 6     | 6     |
| 医療型<br>児童発達支援                   | 人／月  |       |       |       |
|                                 | 人日／月 |       |       |       |
| 放課後等デイサービス                      | 人／月  | 20    | 20    | 20    |
|                                 | 人日／月 | 120   | 120   | 120   |
| 保育所等訪問支援                        | 人／月  | 11    | 12    | 13    |
|                                 | 人日／月 | 14    | 16    | 18    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援                 | 人／月  | 0     | 0     | 0     |
|                                 | 人日／月 | 0     | 0     | 0     |
| 障害児相談支援                         | 人日／月 | 12    | 14    | 17    |
| 医療的ケア児に対する<br>コーディネーターの<br>配置人数 | 人／月  | 1     | 1     | 1     |

※医療型児童発達支援は、令和6年度から児童発達支援に統合。

# 第7章 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行う必要があります。

## 1 事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人の地域での生活をより充実したものにするためには、庁内の関係各課の連携に加え、国や県の関係機関、民間事業所、当事者団体、ボランティア団体等との連携が必要です。そのため、意見の交換や情報の共有を図るなど、協働の取り組みを進めます。

## 2 庁内体制の整備

本計画の内容は、保健・医療・福祉・教育・雇用・安全等の多様な分野にまたがるものであることから、障がいのある人のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、関係各課が連携し、重層的な支援に取り組みます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会と連携し、計画の検証や必要に応じた見直し等を行い、計画の円滑な推進に取り組んでいきます。

## 3 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、庁内関係各課や関係機関等との情報の共有を図るとともに、若狭地区障害児・者自立支援協議会、推進協議会等に随時意見を聴きながら、進捗状況や課題の把握等を行います。

また、「第3次おおい町障がい者基本計画」が終了する令和11年度には、障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みの見直しを行い、「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」が終了する令和8年度には、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスにおける成果目標や活動指標の見直しを行うため、関係各課による調整を行い、次期計画の策定を行います。

# 資料編

## 1 おおい町障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、おおい町障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) おおい町障がい者基本計画の策定に関すること。
- (2) おおい町障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) おおい町障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、住民の代表、町職員その他町長が適当と認める者の中から町長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選による。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

(成果の報告)

第6条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

(解散)

第9条 委員会は、第6条の規定による報告が完了したときに解散する。

附 則

この告示は、平成18年4月22日から施行する。

附 則（平成29年5月15日告示第153号）

この告示は、平成29年5月15日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第157号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年9月1日告示第211号）

この告示は、公表の日から施行する。



## 2 おおい町障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 職名 | 委員区分    | 氏名     | 所属                                  |
|----|---------|--------|-------------------------------------|
| 会長 | 学識経験者   | 辻 徹    | おおい町議会                              |
| 委員 | 保健医療関係者 | 浦松 英樹  | 嶺南振興局若狭健康福祉センター<br>福祉課              |
|    |         | 寺井 幹雄  | おおい町身体障害者福祉協会                       |
|    | 福祉団体    | 藤本 冬樹  | おおい町心身障害児者親の会<br>あすなる会              |
|    |         | 村上 美恵子 | NPO 法人 福祉ネットこうえん会<br>相談支援センター 若狭ねっと |
|    | 福祉関係者   | 内田 貴弘  | 社会福祉法人 若狭つくし会<br>若狭つくし会相談支援事業所      |
|    |         | 泉 伸也   | 合同会社 谷川商店<br>支援センターぐるぐる             |
|    |         | 齋藤 洋樹  | 社会福祉法人<br>おおい町社会福祉協議会               |
|    |         | 川端 道雄  | おおい町民生委員児童委員協議会                     |
|    |         | 新谷 正広  | 社会福祉法人 友愛会                          |
|    | 行政      | 中村 恵利香 | おおい町職員<br>(すこやか健康課)                 |

### 3 計画策定の経過

| 年 月 日               | 事 項                  | 内 容                                     |
|---------------------|----------------------|---|
| 令和4年12月5日           | 第1回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●計画策定概要について<br>●アンケート調査の実施について          |
| 令和5年1月26日<br>～2月8日  | アンケート調査の実施           | ●町内在住の障がいのある方382人を対象に実施                 |
| 令和5年3月27日           | 第2回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●アンケート結果について（グループ協議）                    |
| 令和5年5月              | 事業所ヒアリングの実施          | ●障がい福祉サービス事業所8事業所を対象に実施                 |
| 令和5年5月31日           | 第3回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●事業進捗状況について<br>●ヒアリング結果に基づく意見交換（グループ協議） |
| 令和5年7月28日           | 第4回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●現状と課題のまとめ<br>●計画骨子及び施策体系案について（グループ協議）  |
| 令和5年10月25日          | 第5回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●計画素案について                               |
| 令和6年1月15日<br>～1月26日 | パブリックコメントの実施         | ●町ホームページ及びいきいき福祉課等の窓口で実施                |
| 令和6年2月8日            | 第6回おおい町障がい福祉計画等策定委員会 | ●計画案について                                |



---

---

第3次おおい町障がい者基本計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行：おおい町 いきいき福祉課

〒919-2111 大飯郡おおい町本郷92-51-1

保健福祉センターなごみ内

TEL：(0770) 77-2760 FAX：(0770) 77-3377

---

---